

中国におけるインターネット検閲

神 谷 敦
土 橋 喜

概要

本稿は中国において現在行われているインターネット検閲について、その政策的な成立過程と現状、法律的な背景、検閲の技術などを調査し、今後の展望や課題について論じたものである。

中国政府は現在インターネット検閲を行っていることから、主に中国政府に不都合な情報を発信する特定の WEB サイトなどが中国内で閲覧できないことが報道されるようになった。情報の検閲は言論の自由に反するものであり、反社会的な行為とみなされるが、その実態は必ずしも明らかにされていない。そのためインターネットの国際的性格からみても、中国のインターネット検閲の実態を明かにすることは、中国だけでなく多くの国々にも関連することであり極めて重要なことである。

まず中国のインターネット検閲の現況を調べるため、中国で接続が遮断されている WEB サイトを中心に、筆者自身も遮断についての調査を行なった。その結果、法輪功や台湾、チベットの独立、海外のニュースサイトなどが現在も中国内で検閲の対象とされていることを明らかにした。中国のインターネット検閲は 1996 年には既に計画され、庶民へのインターネットの浸透と同時に実施されており、これらについて関連した法律および論文等から明らかにした。

中国政府はインターネット検閲を実施するために、幾層幾重にも及ぶネッ

ト検閲関連法を整備している。これらは法律や行政法規および部門規則に分かれている。それらの法に基づいて公安省や中共中央宣伝部等の機関が検閲活動を行い、インターネットを見張っていることが判明した。中国のインターネット検閲を実現しているシステムはグレート・ファイヤーウォールと呼ばれており、Cisco 社のルータによるファイヤーウォール機能と IDS (侵入検知システム) で成り立っていることが明らかになった。

中国のインターネット検閲には内外から様々な反応があり、Microsoft や Google, Yahoo!等の重要な情報関連企業が、中国政府の検閲体制に様々な側面から協力していることから、これらの企業が国際的に批判されていることも明らかにした。他方では検閲に抵抗する活動も盛んに行われており、その代表的な方法がプロキシによる代理サーバの使用である。その他には検閲を突破するソフトの使用、中国国外の有志によるミラーサイトや偽装サイトの活用、ネットの新技術の使用等が検閲を突破する手段として用いられている。検閲を突破するソフト等を開発しているのは大学等の研究機関が中心であった。

最後に中国のネット政策における展望や可能性について論じ、中国のインターネットにも言論の自由が訪れる可能性があることを示唆した。

目次	
序	4
第1章 ネット検閲の現況	5
1. WEB サイト	
2. 電子メール	
3. 電子公告サービス	
3.1 電子掲示板	
3.2 Blog	
4. ニュースサービス	
5. 検索エンジンサービス	
第2章 ネット検閲の歴史	17
1. 初期インターネットの歴史 (1994 ～)	

中国におけるインターネット検閲

2.	情報検閲の始まり (1996 ～)	
3.	金字工程と金盾工程 (1998 ～)	
4.	外国技術の積極的導入 (2000 ～)	
第3章	ネット検閲の政策	26
1.	インターネット犯罪とされる行為	
2.	法律	
3.	行政法規	
4.	部門規則	
5.	公約	
第4章	ネット検閲関連機関	35
1.	国務院新聞弁公室 (中共中央対外宣伝弁公室)	
2.	中共中央宣伝部	
3.	ネット警察	
4.	公安部情報网络安全監察局及び中国網絡違法 ・不良情報報告発センター	
第5章	ネット検閲の技術	39
1.	ルータのフィルタリングによる検閲	
2.	IDS とモニタリング	
3.	検閲技術の効果	
第6章	外国企業の動向	42
1.	Microsoft	
2.	Yahoo!	
3.	Google	
4.	Cisco Systems	
5.	その他の企業	
第7章	ネット検閲との対決	50
1.	プロキシサーバの活用	
2.	検閲回避ソフト	
2.1	Anonymizer	
2.2	Tor	
2.3	Psiphon	
2.4	Freegate	
3.	ネット検閲関連サイト	
3.1	elgooG	
3.2	Greatfirewallofchina.org	
最終章	ネット検閲の自主規制と課題	58

1. 海外と中国のネット検閲	
2. 言論の自由の拡大	
3. 人民の自制による自主検閲	
4. 自由が訪れる可能性	
5. 中国のネット検閲の未来	
参考文献	66

序

1994年4月20日、中国で初めての完全なインターネット接続が行なわれた⁽¹⁾。その日から10年以上が経過した現在、中国のインターネット利用者総数は2億1,000万人に達し、2008年中にはアメリカを抜いて世界第1位のインターネット大国となる⁽²⁾。

このインターネットの発展は中国社会にも変革をもたらした。インターネットの最大の利点はいうまでもなく情報伝達的能力である。世界のどこからでもパソコンを使ってインターネットに接続すれば様々な情報を得られ、更に発信できるようになった。このインターネットの発展は、中国において新聞やテレビ等の政府により検閲を受けた従来のメディアを意味の無い物に変えた。インターネットの発展によって、中国国民は政府からの束縛の無い情報を入手する環境と、自分の意見を発表できる道具を手に入れたのである。今まで政府の厳しい統制により抑えていた情報もネット上に溢れ出し、それを中国国民は簡単に知ることができるようになった。中国ではインターネットによって正に情報革命が起こったのである。中国のインターネット上にも様々な情報が溢れ、様々な意見が発表されるようになった。インターネットが中国の民主化を大幅に前進させたのだ。

しかし事態はその後急変した。中国政府はインターネットを民主化への道具とみなし、大幅な規制と情報検閲を始めた。インターネットはテレビや新聞と同じく政府の監視下へと置かれた。WEBサイトへのニュース掲載は政府の許可が必要となり、個人のWEBサイトも登録制となった。好ま

(1) 中国情報局編集部『IT MOVEMENT 2001—中国 IT 白書—』（日本能率協会総合研究所，2001）p. 179

(2) 中国互联网络信息中心『中国互联网络发展状况统计报告 2008 年 1 月』（2008）p. 10

中国におけるインターネット検閲

しくない情報はフィルタリングされ、チャットルームやネット掲示板には監視員が置かれた。電子メールは本人の同意無く情報が読み取られる事態にまでなった。インターネットを利用した民主活動家の逮捕も既に何件か行なわれている。インターネットで生まれた新たな自由が政府により取り上げられたのである。

現在の中国では CNN や Wikipedia といった WEB サイトは通常の場合見ることができない。また、検索サイトでは「民主化」や「西藏独立」などの文字を打ち込むと、検索結果が表示されない場合や接続が遮断される場合もある。その他にもあらゆる WEB サイトや WEB サービスが時期により使用できなくなる可能性がある。

中国の現在のこのようなネット環境は外国政府や人権団体に度々批判されている。アメリカ政府や国境なき記者団からは、インターネットを用いて人権侵害を行なう国家の代表として取り上げられるほど深刻な事態である。

本論文ではこのような中国でのインターネット検閲について調査したことをまとめた。中国での情報検閲の歴史から、情報検閲の方法、各企業の対応、草の根的な抵抗運動などを各章でとりあげている。

第 1 章 ネット検閲の現況

まず現在の中国でのインターネット検閲を理解するためその現況を述べる。やり方の違いや程度の差こそあるが、インターネットの検閲を行なっている国は多い。代表的な国だけでも中国の他にベトナム、北朝鮮、イラン、サウジアラビア、ロシア、ベラルーシ、エチオピア、チュニジア、キューバ等が挙げられる⁽³⁾。しかし何故中国がこれほど注目されているのか。それは中国のインターネット検閲の特異性にある。国家は主にインターネットを利用した犯罪抑止のためにインターネットを制限する。これは中国も同じである。しかし中国では言論等の思想的犯罪抑止のためにインターネット制限している場合が多い。政府が自分達に不利な情報を検閲し、ネット上の言論を統制しているのである。更に中国ではその技術が高度に発展

(3) OpenNet Initiative “Global Internet Filtering Map”

<http://map.opennet.net/filtering-pol.html>

しており、様々な方法を用いて巧妙に検閲が実施されている。これが中国のインターネット検閲が特に注目されている理由である。

では現在のインターネット検閲はどの程度行なわれているだろうか。中国のインターネット検閲は様々な分野に及んでいる。WEB サイト、公告サービス、検索サービス、ニュースサービス等はもちろん、電子メールやメッセージャーまで検閲・規制は確認されている。本章では各サービスに分けて中国のネット検閲の現況についてまとめた。

1. WEB サイト

現在の中国では政府に不利益を与える等で一定の事由があるとされるWEB サイトは、政府からの許可がおりないと開設できない。また許可を得ずに開設した場合には、開設者だけでなくプロバイダ企業も同時に罰則を受ける両罰規定がある。(詳しくは第3章1を参照)。更に、中国に本拠を置く全てのWEB サイトは責任者の身元情報を提出した上で登録が必要であると通達が出されている⁽⁴⁾。

しかし、国外のWEB サイトは国内の法律では管理できず規制することができない。そこで中国政府は中国に不利益をもたらす海外のWEB サイトへの接続を遮断している。中国では海外へのインターネット接続を、政府の旧郵電部(現・情報産業部電信局)が直接管理している⁽⁵⁾。中国から海外へインターネット接続するには政府により設置されたゲートウェイを必ず通らなければならない。これにより海外への特定WEB サイトへのアクセスを政府が物理的に制御できるようになっているのである。このシステムは中国の万里の長城に擬えてグレート・ファイヤーウォールと呼ばれている。この様にして中国政府は中国内のネットユーザーのWEB サイトへのアクセスを制限している。

中国政府が行なう海外WEB サイトへのアクセス制限は非常に流動的である。ニュースサイトは時期により敏感な話題に対応し、接続遮断されるサイトが増減する。また、外国から首脳が訪中した際に、対外イメージを

(4) 互联网信息服务管理办法4条

(5) 计算机信息网络国际联网管理暂行规定6条

中国におけるインターネット検閲

悪化させないためか接続が復帰した例もある⁽⁶⁾。この様に接続制限される海外サイトはその時期により変動するが、接続を遮断される又はされたことのある WEB サイトには大まかな傾向が見られる。以下にその傾向を8つに大別し、遮断されたサイトを例に挙げ表にしてまとめた。

尚、表は Opennet Initiative が 2005 年に行なった調査⁽⁷⁾と筆者自身の 2007 年 12 月の調査から作成した。表中の○印は中国から該当サイトの接続が可能であることを示し、×印は接続が不可能であることを示す。また斜線は調査結果が無いことを意味する。表中の“国内”は Opennet Initiative の中国国内からの調査結果である。この調査は中国の有志が Opennet Initiative の中国国内に設置したアプリケーションを手動で用いて、特定の内容にアクセスできるかどうか試すという方法で行なわれた。また表中の“プロ 1”は同組織のプロキシ（代理サーバ：詳しくは 7 章 1 を参照）を用いた調査結果である。この調査は中国国内に置かれたパソコンにアメリカからアクセスし、その中国国内のパソコンから国内調査と同様の方法を用いて行なわれた。そして表中の“プロ 2”は筆者が行なったプロキシを用いた調査結果である。日本から中国国内のプロキシとして公開されていたパソコンにランダムに接続し、そのパソコンを通して特定のアドレスに接続できるかを調査した。尚、調査に使用したプロキシのアドレスはプロキシ公開サイトである CyberSyndrome ([http://www. cybersyndrome. net/](http://www.cybersyndrome.net/)) から入手している。このサイトから得られるプロキシも中国のネット警察に見つかるとうすぐさま規制の対照とされ、使用できなくなることが多く、非常に流動的であることに注意されたい。

また、調査した WEB サイトは Opennet Initiative の調査が行なわれたサイトと、過去に接続遮断されたことがあるとする有名なサイトから選抜した。

1.1 政治関係

中国政府が中国での活動を認めてない政治団体の WEB サイトは接続が遮断されていることがほとんどである。これらの団体は往々として共産党

(6) Ethan Gutmann “Who Lost China’s Internet? Without U. S. assistance. It will remain a tool of the Beijing government, not a force for democracy”

(7) OpenNet Initiative “Internet Filtering in China in 2004-2005 : A Country Study” (2005)

に反対の立場をとっているのが、接続が遮断されているといわれている。

表1 政治関係で遮断されたサイト

アドレス	団体名(サイト名)	国内	プロ1	プロ2
http://www.chineselaborparty.org/	中国工党	/	/	×
http://www.cdpweb.org/	中国民主党	/	/	×
http://www.freechina.net/pfdc/	中国自由民主党	/	×	×
http://www.innermongolia.org/	内蒙古自民党	/	×	×

1.2 人権関係

人権団体は人権蹂躪国家として中国の名を挙げ批判することが多い。また、下記する法輪功や天安門事件等に触れることが多い。この2つの理由で接続が遮断されていると考えられている。また、中国のインターネット検閲を指摘し調査している団体のサイトも接続が遮断されることがある。

表2 人権関係で遮断されたサイト

アドレス	団体名(サイト名)	国内	プロ1	プロ2
http://www.hrichina.org/public/index	中国人権	×	×	×
http://www.amnesty.org/	アムネスティ	/	/	×
http://www.hrw.org/	人権観察	/	/	×
http://www.rsf.org/	国境なき記者団	/	/	×

1.3 天安門事件関係

1989年の第2次天安門事件を採り上げたサイトは接続が遮断されていることが多い。六四天安門事件は民主化を求める活動家と中国共産党指導部が対決し、党が軍事力を行使して解決した事件である。国外からは相当な批判を受けたが、未だに運動家の名誉回復はされていない。海外の天安門関連のサイトは多くがこの事件に批判的であるため、接続が遮断されている。関連して“六四”，“趙紫陽”，“天安門虐殺”などもフィルタリングされていることが多い。しかし政府側を支持する内容のサイトはこの制限から外されて閲覧できることもある。

中国におけるインターネット検閲

表3 天安門事件関係で遮断されたサイト

アドレス	サイト名	国内	プロ1	プロ2
http://www.tsquare.tv/	天安門	×	×	×
http://www.fillthesquare.org/	Fill the square	×	×	×
http://www.64memo.com/	六四当案	×		×

1.4 法輪功関係

1999年に法輪功が中国政府に禁止されて以来、中国と法輪功は激しい対立関係にある。中国政府は中国でこれ以上法輪功を拡大させないように、法輪功のWEBサイトへの接続はほとんど遮断されている。法輪功側もこれに対抗して中国政府を批判するニュースサイトを運営しているが、それらのサイトも接続遮断されている。海外の大学等で法輪功の研究結果をサイトに載せているページも部分的に遮断されていることがある。

表4 法輪功関係で社団されたサイト

アドレス	サイト名	国内	プロ1	プロ2
http://www.falundafa.org/	法輪大法	×	×	×
http://www.faluncanada.net/	法輪大法カナダ	×	×	×
http://www.faluninfo.net/	法輪大法新聞社	×	×	×
http://www.fofg.org/	法輪功の友	×	×	×
http://www.stanford.edu/group/falun	スタンフォード大	×	×	×
http://www.theepochtimes.com/	大紀元			×

1.5 チベット関係

チベット地区は中華人民共和国成立以来、現在もお独立運動が収まらない。中国政府は終始チベットの独立を認めない立場をとっているため、独立を支援するサイトの接続を遮断している。ダライ・ラマ14世はチベット亡命政府の代表であり、チベット独立運動化の象徴であるため、ダライ・ラマ14世自身に関連するサイトも接続が遮断される。なお、独立と関係無いチベット関連のサイトは遮断されていない。

表5 チベット関係で遮断されたサイト

アドレス	サイト名	国内	プロ1	プロ2
http://www.tibet.com/	西藏之頁	○	×	×
http://www.dalailama.com/	同左	×	×	×
http://www.freetibet.org/	フリー西藏	×	×	×
http://tibetanliberation.org/	同左	/	×	×
http://www.studentsforafreetibet.org/	同左	/	×	×
http://www.tibetjustice.org/index.html	同左	/	×	×
http://www.boycottmadeinchina.org/	同左	/	×	×
http://www.tibet.ca/en/	カナダ西藏	/	×	×
http://worldbridges.com/Tibet/	同左	×	×	×
http://www.tibethouse.jp/	法王庁日本	/	/	×

1.6 台湾関係

台湾関係もチベット同様に独立を支持するサイトの接続が遮断されている。台湾独立建国連盟のサイトは複数のドメインを持っているが全てが遮断されている。ただ台北タイムズが接続遮断されていないことから見ると、直接独立を扇動する様な内容でない限り遮断はされていない。当然、独立を支持しない内容のサイトや独立と無関係な台湾関連サイトは一般のページと同様に普通に閲覧できる。

表6 台湾関係で遮断されたサイト

アドレス	サイト名	国内	プロ1	プロ2
http://www.taipeitimes.com/	タイペイタイムズ	○	○	○
http://www.gov.tw/	我的E政府	×	×	×
http://www.taiwanindependence.com/	台湾独立建国連盟	×	×	×
http://anti-china.net/	同左	/	×	/
http://taiwansecurity.org/	同左	/	×	○
http://www.taiwanese.com/protest/	同左	/	×	○

中国におけるインターネット検閲

1.7 ニュースサイト

中国国内におけるニュースサイトの運営は政府の許可が必要である。しかし海外のニュースサイトは制限が行なえないため、好ましくないサイトは遮断される。接続が遮断される海外のニュースサイトの動向は非常に流動的である。過去に遮断されていたとされるニュースサイトも、現在は閲覧できるものが多い。しかしVOAやBBC等は未だに接続が遮断されたままである。

表7 遮断されたニュースサイト

アドレス	サイト名	国内	プロ1	プロ2
http://www.boxun.com.cn/	博訊	○	×	/
http://www.boxun.com/	同上	/	/	×
http://www.peachehall.com/	同上	×	×	×
http://news.bbc.co.uk/	BBC	×	×	×
http://www.voanews.com/	VOA	×	×	×
http://www.cnn.com/	CNN	/	/	○
http://www.pbs.org/	PBS	/	/	○
http://abcnews.go.com/	ABC	/	/	○
http://www.nytimes.com/	New York Times	/	/	○
http://www.washingtonpost.com/	Washington Post	/	/	○
http://www.miamiherald.com/	Miamiherald	/	/	○
http://www.time.com/time/	TIME	/	/	×
http://sankei.jp.msn.com/	産経新聞社	/	/	×

1.8 その他

上記した区分以外に属さないが接続が遮断されたサイトは多数ある。主に中国側に不都合な発表をするサイトである。そして上記の内容にリンクする可能性のある検索サイト、誰でもコンテンツを自由に投稿できるサイト、ブログ、掲示板も接続が遮断されやすい。下記に接続が遮断されたことのある主なサイトをまとめた。

表8 その他の遮断されたサイト

アドレス	団体名 (サイト名)	種類
http://www.aidshealth.org/nh/index.html	エイズ・ヘルスケア基金	健康
http://www.uhrp.org/	ウイグル人権プロジェクト	独立
http://www.atheistnetwork.com/	無神論者ネットワーク	宗教
http://www.google.com/	Google	検索
http://www.youtube.com/	Youtube	動画投稿
http://www.myspace.com/	MySpace	ブログ
http://en.wikipedia.org/wiki/Main_Page	Wikipedia	百科事典
http://www.2ch.net/	2ちゃんねる	掲示板

2. 電子メール

現在、中国では電子メールサービス管理規則という部門規則が施行されている。この規則の第3条には「公民はインターネット電子メールを使用した通信の秘密は法律の保護を受ける」と記載されている。しかし、「国家安全或いは刑事犯罪の追跡調査の需要を除く」と記載されている。また16条には電子メールサービス提供者は告発されたメールを発見した場合、すぐに国家機関へ報告しなければならないとある。このことから分かる様に、中国で電子メールサービスを利用した場合には、中国政府がメールの内容をチェックし管理される可能性がある。事実、2004年に電子メールの内容がYahoo!を通じて政府に漏れ、関係者が逮捕される事件が起きている(詳細は5章2に記載)。また、中国企業各社は政府のメール検閲に協力をしていることを隠していない。中国ポータルサイト搜狐網と新浪網の関係者は、両サイト経由の電子メールを検閲し、内容によっては送受信できなくしていることをと認めている⁽⁸⁾。また海外のメールサーバに対しては、WEBサイトと同じく接続を遮断することによって有害なメールの流入を防いでいる。

電子メールの検閲に関連があるかないかの真偽は不明であるが、中国では電子メールサーバの不具合や電子メールの遅延、WEBメールサービスを

(8) 産経新聞 2006年9月1日 <http://www.sankei.co.jp/news/060901/kok113.htm>

中国におけるインターネット検閲

行う WEB サイトへの接続不能等の原因不明のシステム障害が多発している。最近では 2005 年 5 月にも日本のメールサーバ内のメールが中国から受信不能となってニュースにも取り上げられた⁽⁹⁾。

メールの調査システムはマイクロソフトと海天軟件会社が共同開発した“maillsieve”というソフトシステムが使われている⁽¹⁰⁾。海天軟件の公式サイトでは違法なメールの送受信を行なっている団体として法輪功の名を挙げ、maillsieve はその様な全てのメールの内容を監視でき、疑わしい内容を検索できると記載されている⁽¹¹⁾。

また、アメリカ政府は「2001 年 5 月、国家安全部により個人のメール内容や活動を監視するための“ブラックボックス”が中国の ISP に設置された。また、政府と深圳大学は受信者の了解無しに不必要とされる電子メールを消去する電子メールフィルタリングシステムを共同開発した。」と発表している⁽¹²⁾。

3. 電子公告サービス

中国国内のインターネットの公告サービスの管理は“インターネット情報サービス管理規則”の規定を基に制定された“インターネット電子公告サービス管理規定”により行なわれている。電子公告サービスというのはインターネット利用者に情報を発信させることのできるサービスのことで、有名なサービスに BBS (ネット掲示板), ネット伝言板, ネットフォーラム, Blog, SNS, チャットルーム等がある。

上記規定 3 条には「電子公告サービス提供者は情報産業部及び省, 自治区, 直轄市の電子管理機構又はその他主管部門の法に依る監督検査を受ける」とあり, 営業目的の場合は

(9) INTERNET WATCH 2006 年 5 月 29 日 『中国から日本のメールサーバー内のメールが受信不能に』

<http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2006/05/29/12108.html>

(10) 新唐人 2007/1/8 日本中国ネット封鎖の背後に潜む欧米企業 (下篇)

<http://www.ntdtv.jp/xtr/2007/01/html/n19117.html>

(11) 海天軟件 网络邮件侦听与过滤系统 (MailSieve)

<http://www.haitian.com.cn/maillsieve.htm>

(12) Greg Walton “China’s golden shield: Corporations and the Development of Surveillance Technology in the People’s Republic of China”, p. 19

省クラスの行政単位の許可が必要であり、非営業目的の場合でも届出が必要となっている。更に 15 条には公告サービス利用者の利用時間、利用者番号、IP アドレス或いはドメイン名、電話番号等を記録し、60 日保存して国家機関による検査の時に提出を義務づけられている。この規定を遵守しなければ罰則を受けることになり、サービスを運営することができない。海外の公告サービスについては、上記 1 章 1 にある通り、中国に対して不利益な情報がある場合グレート・ファイヤーウォールにより接続が遮断されている。

以下にそれぞれの公告サービス規制の最近の動向について特筆すべきことをまとめた。

3.1 電子掲示板

BBS は政府の管理が非常に厳しくなってきた。2004 年 9 月 13 日には、当時中国で最も人が集まり人気のあった一塌糊涂 BBS が北京市通信管理局によって閉鎖された⁽¹³⁾。

また 2005 年 3 月、全国人民代表大会と中国人民政治協商会議の始まる前に教育部の指導の下で、大学内の BBS に対して大幅な規制強化が行なわれた。対象となった BBS は清華大学の清華水木 BBS、北京大学の北大未名 BBS、南京大学の南大小百合 BBS、西安交通大学の兵馬俑 BBS、浙江大学の海納百川 BBS、南開大学の我愛南開 BBS、上海交通大学の飲水思源 BBS、復旦大学の日月光華 BBS、北京郵電大学の真情流露 BBS、吉林大学の牡丹園 BBS、武漢大学の珞珈山水 BBS 等である⁽¹⁴⁾。これらの BBS は同時期に「システム保護」の名目でサービスを停止し、再開後にサービス内容を一変した。学外開放型の掲示板から学内限定型のサービスになり、実名登録制の BBS に変更させられた⁽¹⁵⁾。

(13) 大紀元 北大一塌糊涂网站被中共关闭 (中国語)

<http://64.62.138.84/gb/4/9/15/n661522.htm>

(14) 明報月刊 『BBS 風波』 (中国語)

<http://www.mingpaomonthly.com/cfm/Archive2.cfm?File=200505/cal/01a.txt>

(15) 中国青年報 『“活”在 BBS』 (中国語)

http://zqb.cyol.com/gb/zqb/2005-03/30/content_1058775.htm

3.2 Blog

2005年3月、中国に本拠を置くブログは責任者の身元情報を提出した上での登録が必要と情報産業部から通達が出された⁽¹⁶⁾。登録を行なわなかったブログは閉鎖、もしくはアクセスが遮断されている。

2007年8月、情報産業部の指導の下で2001年に設立された中国インターネット協会が“ブログサービス自律公約”を発表した⁽¹⁷⁾。この公約に人民網、新浪、搜虎、網易、騰訊、TOM、千龍網、和讯網、博客天下、天極網、華声在線、博聯社、中国雅虎 (Yahoo!)、MSN 中国など、外資を含む中国で有名なブログサービスを提供する企業20社以上が署名した。公約ではブログ利用者の本名と連絡先を登録することを奨励し(11条)、ブログプロバイダが管理権限を持ち不適切なコメントを削除することをすべき(13条)と記されている。

4. ニュースサービス

中国国内で運営されているニュースサイトには厳しい規制がかかっている。2000年には“ニュース掲載業務従事管理暫定規定”、2005年には“インターネットニュースサービス管理規定”が制定され、様々な規制がかけられている。主な規制内容は以下の通りである。

- ① 国務院新聞弁公室がニュースサイトの掲載業務の管理工作を行なう。
- ② 国家機関、省レベルの行政単位のニュース機関は認可を受けてニュースサイト業務に従事できる。その他のニュースサイトは単独ではニュースサイトを設立してはならず、認可を経て、上記の国家機関あるいは省レベルの行政単位のニュース機関で設立されたサイトのスペースで業務を行なう。
- ③ ニュース掲載時は管理部門の審査と認可を受けなければならない

(16) Reporters Without Borders Government gets blog service providers to sign "self-discipline" pact to end anonymous blogging (英語)

http://www.rsf.org/article.php3?id_article=23372

(17) 中国互联网协会『中国互联网协会正式发布《博客服务自律公约》，促进博客服务有序发展』(中国語)

<http://www.isc.org.cn/ShowArticle.php?id=7955>

- ④ 非ニュース機関が設立した総合的な WEB サイトでは自身が取材したニュース等を掲載してはならない。
- ⑤ 国外ニュースサイトへのリンク，又は国外ニュースサイトからの転載は管理部門の認可を受けなければならない。
- ⑥ 掲載するニュースには国家に不利益をもたらすことを含んではならない。(詳しくは第3章1)
- ⑦ 内容管理責任制度をとらなければならない。もし違反がみつかれば即座に削除し，記録を保存し，監督部門の検査の時に提示しなければならない
- ⑧ ニュースの内容，掲載時間，アドレス等は少なくとも60日保存し，監督部門の検査の際に提供しなければならない。

これらの規定に違反するものに対しては，國務院情報産業部門あるいは省レベルの電信管理機関が法に基づいて該当サイトを閉鎖し，経営許可証を没収できる。更に2003年には中国インターネット協会により“インターネットニュース情報サービス自律公約”が発表され，ニュース掲載 WEB サイトの自主規制が強く求められる様になった。

なお，海外のニュースサイトは1章1の通り，中国に対して不利益な情報がある場合は接続が遮断される。

5. 検索エンジンサービス

検索エンジンサービスはあらゆる情報にリンクする可能性があるためにサービス内容が大幅に規制されている。だがまだ電子公告サービスやニュースサイトの様にそのサービスだけを対象にした法はないので，検索エンジンサービスは主にインターネット情報サービス管理規則によって管理されている。

規制内容は主に検索結果である。上記1章1に記した内容を含む WEB サイトは中国の検索エンジンでは表示されない場合や，本来の掲載位置から極端に下げられる場合，リンクが通じない場合が多々みられる。これらが中国政府の行なっている規制だと推測されている。この規制は Google 等の中国と海外の両方に検索エンジンサーバを置く企業のそれぞれのサーバ

中国におけるインターネット検閲

からの検索結果の相違からも明らかである⁽¹⁸⁾。この中国政府の検索結果の規制に従わない企業はインターネット情報サービス管理規則等により経営許可は受けられない。このことは Google 社の中国参入の際に焦点となった(詳細は 4 章 3)。また海外の検索サービスは規制できないために接続が遮断されていることが多い。

第 2 章 ネット検閲の歴史

1 章で中国のネット検閲の現況を述べたが、いつからこの様な政策がとられることになったのか。中国ではインターネットの開発と平行して行なわれる様になったと考えるべきであろう。1989 年の第 2 次天安門事件以来、中国では厳しい言論規制体制が敷かれている。テレビ等のメディアも厳しく自由が制限され、政権に対して批判的なことを行なうことは難しくなった。対して中国でのインターネットの原点は 1987 年であり、国際線の全機能開通は 1994 年である。テレビ等のメディア規制と同時期にインターネットの検閲が開始されていると考えるなら、インターネットの歴史の中で検閲が行なわれていない時代の方が短いことになる。商用ネットワーク誕生前に既に検閲が始まってもおかしくはない。本章では 1 章に述べた現況に至るまでの中国のネット検閲の歴史に焦点を当てて論じていく。

1. 初期インターネットの歴史 (1994 ～)

中国のインターネットの情報検閲の過程を述べる前に、ネット検閲がどのような状況の中で行われるに至ったかを理解しやすくするため、中国におけるインターネットの初期の歴史に簡単に触れておきたい。

中国の事実上のインターネット開通は 1994 年 4 月 20 日である⁽¹⁹⁾。この日に中国からインターネットに通じる国際専用線が開通され、インターネットとの全機能接続が行なわれた。それまでの中国のコンピュータネットワー

(18) HRIC 『Comparative Survey』 2006/1/26

<http://ir2008.org/article.php?sid=135>

(19) 中国情報局編集部『IT MOVEMENT 2001—中国 IT 白書—』(日本能率協会総合研究所, 2001) p. 179

表9 中国インターネットの発展経過

年/月	出 来 事
1987.9	中国がドイツに最初のメールを送信
1994.4	インターネットが世界に全機能接続
1994.5	国内初のWEBサーバ設立, 初のWEBサイト開設
1994.6	金橋工程が全面的に始動
1994.9	中国公用計算機互聯網 (CHINANET) 建設開始
1994.10	中国教育和科研計算機網 (CERNET) 建設開始
1995.1	中国電信がインターネット接続サービス提供開始
1995.4	中国科技網 (CSTNET) 創建
1995.8	中国初のBBS “水木清華 BBS” 開設
1996.1	CHINANET が完成, 全国範囲で業務開始
1996.2	“コンピュータ通信ネットワークの国際接続管理に関する暫定規定” 公布
1996.9	中国金橋信息網 (CHINAGBN) がインターネット業務開始
1997.5	“コンピュータ通信ネットワークの国際接続管理に関する暫定規定” 改正
1997.5	中国ネットワークインフォメーションセンター (CNNIC) 設立
1997.11	CNNIC が「中国インターネット発展状況統計報告」発表, 中国インターネット人口は 62 万人
1997.12	“コンピュータ情報ネットワーク国際化安全保護管理規則” 公布

クは主に大学や研究所などが結ばれて構築されていた。

同年5月15日, 中国国内最初のWEBサーバが設立され, 同時に国内最初のWEBページが開設された⁽²⁰⁾。同年9月, 現在の中国最大の商用ネットワークである中国公用計算機互聯網 (CHINANET), 10月には大学を中心とした教育機関の巨大ネットワークである中国教育和科研計算機網 (CERNET) の建設が開始される⁽²¹⁾。

1995年になると中国電信がインターネット接続サービスの提供を始める。研究所や学術機関のネットワークである中国科技網 (CSTNET) の創建, 中国初のBBSである水木清華BBSが開設されたのもこの年である⁽²²⁾。

(20) 同19

(21) 同19

中国におけるインターネット検閲

1996年になるとCHINANETの全国中核ネットワークが完成し、全国範囲で業務を開始した。このインターネットの発展に伴って中国初のインターネット関連法である“コンピュータ通信ネットワークの国際接続管理に関する暫定規定”が2月に交付された⁽²³⁾。この法律により事実上、インターネットの情報検閲が開始されたと言える。また中国金橋信息网(CHINAGBN)がインターネットの業務を開始した。

1997年、中国ネットワークインフォメーションセンター(CNNIC)が設立され、1回目の「中国インターネット発展状況統計報告」が発表された⁽²⁴⁾。この報告によると、この年における中国のインターネットユーザ数は62万人となっている。以下にこれまで述べた初期の簡易年表を示す。

2. ネット検閲の始まり(1996～)

では上記のようなインターネットの発展の中で、中国政府はいつインターネット情報検閲を開始したのか。はっきりした事は分かっていないが、遅くとも1996年にはインターネットの情報検閲を行なおうとする姿勢が鮮明になっているといえる。その理由として2つのことが挙げられる。

第一に、1996年には中国初のインターネット関連法が施行されたことである。中国ではこの『コンピュータ通信ネットワークの国際接続管理に関する暫定規定』で、法律上初めてインターネットという言葉が登場した。本法では13条にインターネット利用者に対して「インターネット業務に従事する法人および個人は、国の関係法律、行政法令、安全守秘制度を遵守しなければならない。またインターネットを利用し、国家安全を害する行為、国家機密の漏洩、その他犯罪活動を行なってはならない。公序良俗に反する情報、わいせつ情報などを制作、検索、複製、伝播してはならない。」⁽²⁵⁾と具体的に法規制されている。

そして第二に、海外へと繋がれる基幹ネットワークの建設の際の中国政府の対応である。この中国政府の態度はイーサン・ガットマン氏の論文「誰

(22) 同 19, p. 180

(23) 计算机信息网络国际联网管理暂行规定

(24) 中国互联网络信息中心『第一次中国互联网络发展状况调查(1997年10月)』

(25) 同 23, 13条

が中国のインターネットを奪ったか」⁽²⁶⁾の中で、中国のネットワークシステムを構築したコンピュータエンジニアの1人であるマイケル・ロビンソン氏のインタビューで明らかにされている。1996年、マイケル氏は中国政府と Global One というフランスとドイツの合弁会社に中国初のインターネットに接続するネットワーク・エンジニアとして雇われていた。この時に中国側がエンジニア達に「WEB サイトや電子メールの内容の調査をできるか」と再三尋ね、「我々が国民を監視でき、海外に対するファイファイウォールを構築できるという保証が無ければ、あなた達とこれ以上この仕事を続けられない」と発言した。そして中国側の思惑通りにこのネットワークの建設は進められたとマイケル氏は語っている。

同じ年に行なわれたこの二つの出来事は、中国政府がインターネットを既に多少なりとも危険視していることを表している。1996年はCHINANETが全国範囲で業務を開始した年であり、中国のインターネット人口はまだCNNICの1997年調査の62万人以下である。この様に中国政府のネット検閲は、国民にインターネットが広まる前に既に計画されていたわけである。

3. 金字工程と金盾工程（1998～）

インターネットの情報検閲にとって1998年は一つのターニングポイントである。この年以降に中国の検閲技術は飛躍的進歩を遂げる。1998年11月、“金盾工程”という国家プロジェクトの原案が公安省により提出された⁽²⁷⁾。このプロジェクトは1993年により政府により開始されたいわゆる“金字工程”の公安部門の情報化プロジェクトである。金字工程とは中国の情報化プロジェクトであり、電子政府の実現と関連産業の現代化の促進を目標とするプロジェクトである。全ての情報化プロジェクトの頭文字に“金”という文字が使われているので金字工程と呼ばれる。

ここで少し金字工程について説明する。1993年3月、当時副総理であった朱鎔基が中国のネットワークや情報システムの近代化を推進するため、国务院会議で三金工程と称した情報化プロジェクトを提出した⁽²⁸⁾。三金と

(26) 同6

(27) 中国网 金盾工程（中国語）

<http://www.china.org.cn/chinese/zhuanti/283732.htm>

中国におけるインターネット検閲

は即ち金橋⁽²⁹⁾、金関⁽³⁰⁾、金卡（カード）⁽³¹⁾ のことである。プロジェクトの内容は以下の通りである。

- ・金橋工程：国家公共用経済情報ネットワーク建設プロジェクト
- ・金関工程：対外経済貿易省の情報化プロジェクト
- ・金卡工程：国家情報化領導小組の電子カードに関する情報化プロジェクト

1995年までにこの三金工程は一定の成果を上げる。そのために更に多くの“金”のつくプロジェクトが提案されていく様になった。その中に金衛⁽³²⁾、金智⁽³³⁾、金旅⁽³⁴⁾、金貿⁽³⁵⁾ 等がある。大まかな内容は以下の通りである。

- ・金衛工程：衛生省の医療保健関連分野の情報化プロジェクト
- ・金智工程：中国教育和科研計算機ネットワーク（CERNET）建設プロジェクト
- ・金旅工程：旅行局の情報化プロジェクト
- ・金貿工程：国家経済貿易委員会の情報化プロジェクト

更に2002年8月、中共中央弁公庁が17号文献を発した⁽³⁶⁾。内容は中国の電子政府政策に関するもので、第十次五カ年計画（2001～2006年）期

(28) 中国网 金橋工程（中国語）

<http://www.china.com.cn/chinese/zhuanti/283721.htm>

(29) 同 28

(30) 中国网 金関工程（中国語）

<http://www.china.com.cn/chinese/zhuanti/283769.htm>

(31) 中国网 金卡工程（中国語）

<http://www.china.com.cn/chinese/zhuanti/283762.htm>

(32) 中国网 金卫工程（中国語）

<http://www.china.com.cn/chinese/zhuanti/283711.htm>

(33) 中国网 金智工程（中国語）

<http://www.china.com.cn/chinese/zhuanti/283712.htm>

(34) 中国网 金旅工程（中国語）

<http://www.china.com.cn/chinese/zhuanti/283716.htm>

(35) 中国网 金貿工程（中国語）

<http://www.china.com.cn/chinese/zhuanti/283771.htm>

間の電子政府建設についての重要任務が記載してある。その中に迅速に建設すべき 12 の重要案件として“**金関**、**金税**⁽³⁷⁾、**金融**（金卡を含む）、**经济管理**（**金宏**⁽³⁸⁾）、**金財**⁽³⁹⁾、**金盾**⁽⁴⁰⁾、**金審**⁽⁴¹⁾、**社会保障**（**金保**⁽⁴²⁾）、**金農**⁽⁴³⁾、**金質**⁽⁴⁴⁾、**金水**⁽⁴⁵⁾”が挙げられている。これらの総称を十二金工程という。上述したもの以外のプロジェクト内容は以下の通りである。

- ・ 金税工程：国家税務総局の情報化プロジェクト
- ・ 金宏工程：政務管理とマクロ計画関連の情報化プロジェクト
- ・ 金財工程：政府の財務管理システムの情報化プロジェクト
- ・ 金盾工程：公安省の情報化プロジェクト
- ・ 金審工程：監査システムの情報化プロジェクト
- ・ 金保工程：社会保障システムの情報化プロジェクト
- ・ 金農工程：農業省の情報化プロジェクト
- ・ 金質工程：品質検査管理システムの情報化プロジェクト
- ・ 金水工程：水利資源関連の情報化プロジェクト

(36) 日照政务网 2005/9/5『中共中央办公厅 17 号文件：国家信息化领导小组关于我国电子政务建设指导意见』（中国語）

<http://www.rizhao.gov.cn/zhuanti/egov/show.asp?id=265>

(37) 中国网 金税工程（中国語）

<http://www.china.com.cn/chinese/zhuanti/283779.htm>

(38) 中国网 金宏工程（中国語）

<http://www.china.com.cn/chinese/zhuanti/492096.htm>

(39) 中国网 金財工程（中国語）

<http://www.china.com.cn/chinese/zhuanti/283775.htm>

(40) 同 27

(41) 中国网 金審工程（中国語）

<http://www.china.com.cn/chinese/zhuanti/283766.htm>

(42) 中国网 “金保” 工程（中国語）

<http://www.china.com.cn/chinese/zhuanti/dzzwbg/491979.htm>

(43) 中国网 金農工程（中国語）

<http://www.china.com.cn/chinese/zhuanti/283749.htm>

(44) 中国网 “金質” 工程（中国語）

<http://www.china.com.cn/chinese/zhuanti/dzzwbg/491995.htm>

(45) 中国网 金水工程（中国語）

<http://www.china.com.cn/chinese/zhuanti/283741.htm>

中国におけるインターネット検閲

この様に三金工程以来、中国では情報化プロジェクトには“金”の字がつく様になったが、この様な中国の情報化プロジェクトをまとめて“金字工程”という。中国ではインターネットの発展に合わせ、あらゆる分野で積極的にこの金字工程を推進してきた。そしてここで重要なのが十二金工程の一つである金盾工程である。この金盾工程は現在のインターネット検閲と非常に深く関わってくる。

金盾工程の内容は中国共産党の機関紙である人民日報のWEB版“人民網”に詳しく紹介されている。人民網によると、金盾工程の目的は公安ネットワークとコンピュータネットワークを建設し、現代の情報通信技術を用いることで公安機関の対応速度を迅速にし、公安能力を高めることである⁽⁴⁶⁾。プロジェクト期間は2期に分かれ、一期が3年、二期が2年を予定されている。一期には公安と省クラスを繋げる一級ネット、省と都市を繋げる二級ネット、都市と各区県を繋げる通信ネットとデータバンクの建設を進める。更に公安では有線通信、無線通信、移動通信、衛星通信等の基礎通信と、電話専用網、コンピュータ専用網、電子会議システム等のネットワークプラットフォームを完成させる。そして二期では一、二、三級ネットをそれぞれ完成させ、公安の情報業務をマルチメディア化させる。そして全国公安快速查詢総合情報システム(CCIC)と都市公安情報システムを完成させ、公安業務とこのシステムのデータバンクを緊密に連携させる。この公安システムには治安管理情報システム、刑事案件情報システム、出入境管理システム、監督管理情報システム、交通管理情報システム、麻薬撲滅情報システム、事務管理情報システムが含まれる。

上記が金盾工程の内容であるが、“中国全土をカバーする様々な公安管轄のネットワークを作り、巨大データベースと連携させ、犯罪の捜査と予防するシステムを作る”ことが金盾工程の内容であるという。つまり公安があらゆるところで国民を監視できる社会を作りあげることである。

ではどの様な監視ネットワークを構築するのか。Rights & Democracyのグレッグ・ウォルトン氏の論文によると「音声と顔認識、有線テレビ、ス

(46) 同27

マートカード、クレジット記録、インターネット監視システム」⁽⁴⁷⁾とされている。カメラと顔認識技術で“見る”ネットワークを、通信傍受技術と音声認識で“聞く”ネットワークを、個人認識とデータベースで“考える”ネットワークを作り、これらを総合した監視ネットワークを作るのが最終目標とする⁽⁴⁸⁾。この事から分かる様にインターネット検閲は金盾工程と深く関わっているが、金盾工程の目的の一つにすぎない。中国は金盾工程で現代の科学技術を用いた総合監視システムを作ろうとしているのである。中国のインターネット検閲技術は、この金盾工程の一環として飛躍的な発展を遂げることになった。

金盾工程は2001年に国务院の承認を受け、2003年9月に建設が始まった。そして2006年11月17日に一期工程が終了した⁽⁴⁹⁾。二期工程の予定期間は2年だが、2008年の北京オリンピックの開催の前に終了する予定である。

4. 外国技術の積極的導入（2000～）

2000年11月に北京で「中国国際社会公共安全産品博覧会2000」が開かれた⁽⁵⁰⁾。16の国から約300もの企業が参加して開かれたこの博覧会のことを、通称セキュリティ・チャイナ2000という。セキュリティ・チャイナ2000は中国公安部が近年2度目に協賛した博覧会で、中国共産党中央社会治安综合治理委員会が外国企業の最大の顧客であった。

本章3で述べた様に、近年の中国は様々な分野で情報化を進めている。この情報化政策の成功の鍵は優れた情報技術にあるが、特に金盾工程で求められている様な最新のネットワーク構築は中国の力だけではまだ難しい。現代の中国が爆発的な経済成長を遂げているとはいえ、やはりまだIT分野のテクノロジーは自国だけで満足なシステムを作れる程には達していないのである。本章2で述べた様に、現在のインターネットの発展と検閲の基礎も海外のエンジニアを雇って構築させたものである。中国にとっては海

(47) 同12, p. 15

(48) 同12, p. 15

(49) 新华网2006/11/17『全国公安信息化建设项目“金盾工程”通过国家验收』(中国語)

http://news.xinhuanet.com/politics/2006-11/17/content_5341282.htm

(50) 同12, p. 6

中国におけるインターネット検閲

外技術の導入と金盾工程を成功させることが密接に結びついているのである。そのため、中国は国際博覧会の開催等で海外の技術を手に入れることを積極的に行なってきた。

その中でもセキュリティ・チャイナ 2000 はセキュリティ関連分野に特化した博覧会であった。この博覧会は金盾工程に必要な技術に焦点を当てたものであり、当時の博覧会資料によると金盾工程は「アクセス規制、ハッカーの侵入阻止、通信のセキュリティ、コンピュータのアクセサリとソフトウェア、暗号解読と暗号化、電子商取引のセキュリティ、イントラネットとエクストラネット、ファイヤーウォール、ネットワーク通信、ネットワークのセキュリティと管理、運用の安全性、スマートカードのセキュリティ、ウイルス対策、IT 関連サービス」等を集約したものであると説明されている⁽⁵¹⁾。セキュリティ・チャイナ 2000 は大成功であった。1998 年のセキュリティ・チャイナと比べて企業参加が 50 % 増え、展覧エリアも 80 % 増加、26 の省から 24,500 人が訪れた。中国はこの博覧会でカナダの Nortel Networks 社を中心に様々な契約を結んだ。インターネット検閲の分野を挙げると、上海でプロバイダ側が個人々のトラフィックを追跡しネット上での行動を管理分析できる“Personal Internet”の構築等の契約を結んだ⁽⁵²⁾。

セキュリティ・チャイナ 2000 の後も中国の外国技術導入は積極的である。セキュリティ・チャイナ 2000 を開催した香港の“雅式”という企業は、2002 年に“2002 中国大型化機構情報化展覧会”で金盾工程に関連する博覧会を開いている⁽⁵³⁾。更にセキュリティ・チャイナも毎年行なわれており、2008 年も既に計画されている⁽⁵⁴⁾。これらの動向もインターネット検閲の分野で海外の技術を取り入れていく積極的な姿勢がうかがえるのである。

(51) 何清漣（中川友訳）『中国の嘘—恐るべきメディア・コントロールの実態』（扶桑社、2005）p. 381

(52) 同 12, p. 20

(53) 雅式 公司信息 2002/12/19 『首届「2002 年中国大型機構信息化展覧会」全国 31 省市金盾工程領導雲集』（中国語）

<http://www.adsale.com.hk/tw/iframe/aneWS-s3-n4.asp>

(54) 2008 年中国国际社会公共安全产品博览会

<http://www.securitychina.com.cn/2008/index.htm>

第3章 ネット検閲政策

中国のインターネット検閲の一番の特徴は思想と言論の統制である。中国ではネット上の言論統制のために様々な技術を用いている。電子メールやWEBページを検閲するためのキーワードフィルタリング、国民のネット上での行動のモニタリング等が代表的な技術である。しかしその技術的な手段だけでは国民を完璧には統制できない。どうしても法的な締め付けが必要になってくる。そこで中国政府は各機関で各層に渡って多種多様な法を施行している。法で規制することにより国民に自主的にその行為を禁止させ、更にインターネット上の言論統制を行政行為として正当化しているのである。この章ではその様なインターネット検閲のために使用されている法をまとめた。

1. インターネット犯罪とされる行為

具体的に法名を挙げて説明する前に、検閲に関わるインターネット犯罪とされる行為をまとめておく。中国でインターネット犯罪として各法で規制される行為は以下の通りである。なお、言論統制とは無関係なポルノ、詐欺、誹謗中傷、犯罪示唆等の犯罪を除いている。

- ① 憲法の基本原則に反する行為
- ② 国家の統一、主権、領土に危害を与える行為
- ③ 国家政権の転覆を扇動し、社会主義制度を覆す行為
- ④ 憲法や法の実施に対し反抗や違反を扇動する行為
- ⑤ 国家機密を漏洩し、国家の安全を侵し、国家の栄誉や利益を損なう行為
- ⑥ 民族の憎しみ・差別を扇動し、民族の団結を害し民族の風俗や習慣を侵害する行為
- ⑦ 国家の宗教政策を害し、邪教や迷信を宣揚する行為
- ⑧ デマを流し、社会秩序を乱して社会の安定を害する行為
- ⑨ 社会の公德、民族の優秀な伝統を害する行為
- ⑩ 国家機関の信用と評判を害する行為
- ⑪ 非合法的な集会、結社、デモを扇動し、大勢で社会秩序を乱す行為

⑫ 非合法的な民間組織名義の活動をする行為

以上 12 個のネット上での行為を、インターネット関連法のほぼ全てで犯罪と規定している。つまり従来メディア統制と同様に、国家や中国共産党に不利益をもたらす行為を禁じ、犯罪としているのである。インターネットサービスを提供する企業や WEB サイトを開設している個人（団体）は、上記の様な行為について審査される。そして営利の場合を経営許可の取得を、非営利の場合は関連機関への届出を義務づけられている。違反した場合は該当 WEB サイト運営の禁止、罰金、懲役等を受ける可能性がある。

では次から個別の法について名を挙げて述べていく。なお、法的な区分を示すために本文では法を“法律”、“法規”、“部門規則”の 3 種類に分類している。区分の仕方は全国人民代表大会常務委員会で制定した法を法律、國務院で制定した法を法規、國務院の下部組織で制定した法を部門規則とした。また“法”と表記している時はこれら 3 つ全てを指している。

2. 法律

全国人民代表大会で決められたインターネットに関連する法律は以下の一つである。

- ・インターネットの安全を維持する取り決め（全国人民代表大会常務委員会关于维护互联网安全的決定） — 2000 年 12 月 28 日、第 9 届全人代第 19 次常委会會議通過

全人代常務委員会で通過した唯一のインターネット関連の取り決めである。インターネットを利用した犯罪について刑法で刑事責任を追究することが規定されている（1～6 条）。また、7 条には各単位が積極的にインターネット犯罪活動の防止について協力が求められている。また、安全防衛の能力と技術の強化や重視についても触れられている。この取り決めが現在のインターネット関連法の根源であり、重要度が高い。尚、この取り決めの全文は新華社の WEB サイトに掲載されている。

(http://news.xinhuanet.com/it/2006-04/30/content_4495376.htm)

3. 行政法規

次に、インターネットの検閲に関係する行政法規として代表的なものを六つ挙げて解説する。

- ・コンピュータ情報システム安全保護条例（计算机信息系统安全保护条例） — 1994年2月18日發布

中国でも最も早く成立したコンピュータネットワークに関する法で、コンピュータ情報システムの保護の基礎となった行政法規である。公安部が全国のコンピュータ情報システム管理を主管し、この分野の監督、検査、指導、犯罪の調査を行なうと規定されている（17～19条）。この条例の全文はCNNICのWEBサイトに掲載されている。

(<http://www.cnnic.net.cn/html/Dir/1994/02/18/0644.htm>)

- ・コンピュータ通信ネットワークの国際接続に関する暫定管理規定（计算机信息网络国际联网管理暂行规定） — 1996年2月1日發布、1997年5月20日修正

中国のインターネットに関連した最初の重要な法である。コンピュータネットワークの国際化への管理強化に向けて制定された。海外への接続には郵電部が直接管理するネットワークの使用が義務付けられている（6条）。又、国際化したインターネットサービスを提供するプロバイダ業者は、営業目的の場合は政府の経営許可書が必要と規定された（8条）。非営業目的の場合でも主管部門からの審査を受けなければならない（8条）。また、インターネットの利用者に対して具体的な法規制の条文が初めて登場した（13条）。この規定の修正版の全文はCNNICのサイトに掲載されている。(<http://www.cnnic.net.cn/html/Dir/1997/05/20/0646.htm>)

中国におけるインターネット検閲

- ・コンピュータ情報ネットワーク国際化管理の暫定規定実施規則（计算机信息网络国际联网管理暂行规定实施办法） — 1998年3月6日発布

上記の《コンピュータ情報ネットワーク国際化管理の暫定規定》に具体的な実施方法が加えられ制定された。中国インターネット情報センター（CNNIC）が IP アドレス、ドメイン名、インターネット資源とその関係サービス提供をすることを規定した（6条）。国際化インターネットの使用者は身分証明書などの証明書と、登記表を提供しなければならない（13条）。この法規の全文は CNNIC のサイトに掲載されている。（<http://www.cnnic.net.cn/html/Dir/1997/12/08/0649.htm>）

- ・中華人民共和国電信条例 — 2000年9月25日発布

電気通信分野の基本法ともいうべき条例である。インターネット分野に限らずあらゆる電気通信分野について細かく定めた条例である。インターネットの情報検閲に関わる重要な部分は 57 条であり、上記した犯罪とみなされる行為のほぼ全てが禁止されている。また、この条例の発布後、その他のインターネット関連法に引用されていることが多い。この条例の全文は CNNIC のサイトに掲載されている。

（<http://www.cnnic.net.cn/html/Dir/2000/09/25/0651.htm>）

- ・インターネット情報サービス管理規則（互联网信息服务管理办法）
— 2000年9月25日発布
- ・インターネットの発達に伴い、インターネットの管理・規制を更に強化するために制定された。営業目的のインターネットサービスは経営許可制度が採用された。また、非営業目的のインターネットサービスは登録制とされた（4, 7～8条）。またニュースサイト、インターネット出版及び公告サービス等を提供するサイトについては発布時間やアドレスの記録を、プロバイダにはクライアントの利用時間、アドレス、電話番号などの記録が求められた（14条）。この規則の全文は CNNIC

のサイトに掲載されている。

(<http://www.cnnic.net.cn/html/Dir/2000/09/25/0652.htm>)

- ・インターネット利用サービス営業場所管理条例（互联网上网服务营业场所管理条例） — 2002年11月15日施行

2001年に制定された《インターネット利用サービス営業場所管理条例（互联网上网服务营业场所管理办法）》が廃止され、新たに制定された条例である。インターネットカフェ、大学や図書館のパソコン室等、インターネット利用サービスを提供する単位を管理するための法律である。これらの場所を経営する場合の許可制度が規定されている（7～8条）。また経営できる場所（9条）、時間帯も決められており（22条）、施設利用者の証明書や利用情報の60日の保存も規定されている（23条）。この条例の全文は中国インターネット協会のサイトに掲載されている。

(<http://www.isc.org.cn/ShowArticle.php?id=6482>)

4. 部門規則

続いてインターネットの情報検閲に関わる代表的な九つの部門規則を解説する。

- ・コンピュータ情報ネットワーク国際化安全保護管理規則（计算机信息网络国际联网安全保护管理办法） — 公安部1997年12月30日発布

公安部及び公安機関がインターネット上の情報の管理・監督を強化するために発布した規則である。現在のインターネット規制の原型である。4～6条には上記した犯罪とみなされる行為についての禁止が規定されている。更に第3章には公安機関がインターネットの情報を管理・監督することが記載されている。この規則の全文はCNNICのサイトに掲載されている。

(<http://www.cnnic.net.cn/html/Dir/1997/12/11/0650.htm>)

中国におけるインターネット検閲

- ・コンピュータ情報ネットワーク国際化機密管理規定（计算机信息网络国际联网保密管理规定） — 国家保密局 2000 年 1 月 1 日施行

インターネット上の国家機密の管理・保護の強化を目的とされ制定された。国家機密の入ったコンピュータの物理的隔離（6 条）、国家機密情報の入った電子メールの国外サーバ保存や国外へ送受信禁止（7 条）、ニュースサイトの掲載前の記事の情報者の同意（9 条）など機密管理の方法、監督、検査などが細かく規定されている。この規定の全文は CNNIC のサイトに掲載されている。

(<http://www.cnnic.net.cn/html/Dir/2003/11/27/1482.htm>)

- ・インターネット電子公告サービス管理規定（互联网电子公告服务管理规定） — 情報産業部 2000 年 11 月 7 日発布

- ・ネット掲示板、ネットフォーラム、チャット、伝言板等の電子公告サービスの管理強化のために制定された。公告サービスに一定の基準が設けられ、営業目的の公告サービスには認可が、非営業目的の公告サービスには届出が必要となった（5 条）。詳しくは 1 章 3 に記載した。この規定の全文は CNNIC のサイトに掲載されている。

(<http://www.cnnic.net.cn/html/Dir/2000/10/08/0653.htm>)

- ・ニュース掲載業務従事管理暫定規定（互联网站从事登载新闻业务管理暂行規定） — 國務院新聞弁公室、情報産業部 2000 年 11 月 7 日発布

インターネット・ニュースサイトの真実性、的確性、合法性を擁護するために制定された。國務院新聞弁公室が管理工作に責任を負い、ニュースサイトはニュース掲載業務を行なう時に新聞弁公室の審査と批准が必要とされた（5, 6 条）。詳しくは 1 章 4 に記載した。この規定の全文は CNNIC のサイトに掲載されている。

(<http://www.cnnic.net.cn/html/Dir/2000/11/07/0654.htm>)

- ・インターネット出版管理規定（互联网出版管理暂行规定） — 情報産業部 2002 年 8 月 1 日施行

インターネット出版の管理・監督の強化するために制定された。新聞出版総書が責任を負い（4 条）、出版機関を事前審査し批准を行なう（6 条）。また、内容の合法性のチェックのため、専門の編集者が出版内容を審査し保証する編集責任制度の実施が義務づけられている（21 条）。この規定の全文は中国教育研究ネットワークのサイトに掲載されている。

(<http://www.edu.cn/20031111/3094164.shtml>)

- ・インターネット文化管理暫定規定（互联网文化管理暂行规定） — 文化部 2003 年 7 月 1 日施行

インターネットを通じて生産、普及、流通する AV 製品、ゲーム、芸術品、アニメなどの文化製品とこれらの製品を提供する企業を管理するために制定された。営利目的の企業は認可制となり、非営利目的の企業は報告が義務づけられた（6 条）。また輸入製品の審査制度も規定された。この規定の全文は新華社のサイトに掲載されている。(http://news.xinhuanet.com/zhengfu/2003-06/03/content_901646.htm)

- ・非営業目的インターネット情報サービス届出管理法（非经营性互联网信息服务备案管理办法） — 情報産業部 2005 年 3 月 20 日施行

非営業目的のインターネットサービスの記録・管理を強化するために制定された。非営業目的のインターネットサービスは情報産業部により監督・指導される（3 条）。国内全ての非営業目的のインターネットサービスは記録手続きをしなければならず、これを行わないインターネットサービスは中国内では認められないと規定されている（5 条）。この規章の全文は中国網に掲載されている。

中国におけるインターネット検閲

(<http://www.china.org.cn/chinese/zhuanti/792313.htm>)

- ・インターネットニュースサービス管理規定（互联网新闻信息服务管理規定） — 國務院新聞弁公室、情報産業部 2005 年 9 月 25 日施行

インターネットのニュースサービスに対して情報を厳しく管理するために制定された。ニュースサービス提供をする単位を 3 区分に分けて、設立条件等を厳しく規定している（2 章）。また、サイトにニュースを掲載する前に監督機関に内容を送らなければならない（16 条）、ニュース掲載記録の保存（20 条）などニュースサイトの管理強化が行なわれている。詳しくは 1 章の 3 節に記載した。この規定の全文は CNNIC のサイトに掲載されている。

(<http://www.cnnic.net.cn/html/Dir/2005/09/27/3184.htm>)

- ・電子メールサービス管理規則（互联网电子邮件服务管理办法） — 情報産業部 2006 年 3 月 30 日施行

メールサービスの規範化、メール利用者の権利の保障、メールを使った犯罪の防止のために施行された。犯罪とされる行為に関わるメールが発見された場合はインターネット電子メール告発受理センター（互联网电子邮件举报受理中心）に報告し、適切な処置・調査を行うことが規定されている（16 条）。詳しくは 1 章 2 に記載した。なお、この規則の全文は中国インターネット協会のサイトに掲載されている。

(<http://www.isc.org.cn/ShowArticle.php?id=6478>)

5. 公約

上記の法の他に、中国のインターネット事業に関わる企業や個人等で構成される非営利団体である中国インターネット協会（中国互联网协会）が発表している公約がある。法とは違い強制力が無く、署名企業の自律を促す目的で発表されている。200 を超える団体がこの協会に加盟しているので認知度は高い。協会は中国で活動する団体に各公約への署名を呼びかけ

ている。法解説の最後に協会が制定している公約を三つ解説する。

- ・中国インターネット業界自律公約（中国互联网行业自律公约） — 中国インターネット協会 2002年4月24日制定

中国インターネット協会が初めて制定した公約である。対象は全てのネット関連企業である。この公約の基本原則は愛国、法律遵守、公平、誠実と信用としてある（3条）。インターネット関連業務をするにあたり、守るべき規範がまとめられている。協会の発表では現在までに2000を超える企業が署名している⁽⁵⁵⁾。この公約の全文は中国インターネット協会のサイトで公開されている。

(<http://www.isc.org.cn/20020417/ca39030.htm>)

- ・インターネットニュース情報サービス自律公約（互联网新闻信息服务自律公约） — 中国インターネット協会 2003年12月8日制定

ニュースを掲載するWEBサイトを対象にした自律公約である。2000年には既に上述したニュース掲載業務従事管理暫定規定が制定されているので、全部で10条と短く、ほぼ規定に沿った自律公約となっている。協会の発表によると30を超えるニュース掲載サイトにより署名がされている⁽⁵⁶⁾。公約の全文は中国インターネット協会のサイトで公開されている。

(<http://www.isc.org.cn/20020417/ca284394.htm>)

- ・ブログサービス自律公約（博客服务自律公约） — 中国インターネット協会 2007年8月1日制定

ブログサービスを提供するWEBサイトを対象にした自立公約である。

(55) 中国互联网协会 大事记

<http://www.isc.org.cn/2006dsj/index.htm>

(56) 同 55

中国におけるインターネット検閲

激増する中国のブログ人口に対応するために新しく制定された。現在の中国ではブログだけを対象にした法は無いので、この公約の役割は他の公約に比べて比較的大きい。ブログをユーザに提供する際の注意点が公約の多くを占めている。人民網、新浪、搜狐、網易、騰訊、MSN 中国、千竜網、和讯等を含む 10 以上の企業が署名している⁽⁵⁷⁾。公約の全文は新華社のサイトに掲載されている。

(http://news.xinhuanet.com/newmedia/2007-08/21/content_6576746.htm)

第 4 章 ネット検閲関連機関

法があれば、その法を基に国民を管理する機関が存在する。では 3 章で解説した法を背景にネット検閲を業務とする機関はどこか。中国ではその様なインターネットの監督を業務とする機関が複数ある。ここではその機関について紹介する。

1. 国務院新聞弁公室（中共中央対外宣伝弁公室）

1991 年に設立された国務院直属の機関である。中国共産党中央直属機関である中共中央対外宣伝弁公室と全く同じ機関であり、一つの組織で二つの名前を背負っている。中国の政治、経済、社会、教育、人権、ニュース等の状況をメディアが対外的に紹介するのを促進するために作られた⁽⁵⁸⁾。また逆に外国の事情を紹介することも業務の一部である。

この国務院新聞弁公室に網絡宣伝管理局という部署がある。この部署は通称で国新弁五局と呼ばれる。新しいインターネット計画を立て、オンラインの情報を監督し、ネット上の世論を集めるのが主な業務とされる⁽⁵⁹⁾。3 章 4 で述べた“ニュース掲載業務従事管理暫定規定”でインターネット上のニュースの掲載許可不許可を決めるのがこの部署である。網絡宣伝

(57) 中華人民共和國中央人民政府 2007/8/22 『中国互联网协会发布《博客服务自律公约》』

http://www.gov.cn/fwxx/wy/2007-08/22/content_723589.htm

(58) 中華人民共和國國務院新聞辦公室 基本情况

<http://www.scio.gov.cn/jbqk/xwbjs/200603/t95734.htm>

(59) 中華人民共和國國務院新聞辦公室 机构设置

<http://www.scio.gov.cn/jbqk/jigou/#Menu=ChildMenu1>

管理局はニュースサイトのライセンスを審査し、更に各ニュースサイトにニュース情報の報告書を送る。この報告書にはニュースサイトの記事に対し、報道禁止、コメント禁止、トップページに掲載禁止などの指示が書かれている。省レベルの各自治体にネットワーク管理弁公室、ネットワーク管理処が置かれ、各機関が所轄する地域の企業のサイトを国家レベルの管理によって制限している。

また網研中心輿情処という部署もあり、インターネット上の重大な事件やニュースの情報をまとめ中国共産党の中央委員会に報告する業務を行っている⁽⁶⁰⁾。この機関は日ごとに報告書を中共中央委員会に提出し、必要ならば個々のテーマに基づいて特別なレポートを作成する。事件に迅速に対応するために全ての国からの情報を入手する準備が整っている。

2. 中共中央宣伝部

中国共産党中央の直属宣伝部である。1924年に組織されたが文革で一時解散、1977年に再結成された⁽⁶¹⁾。中国共産党のイデオロギー、路線、方針、政策等を教育・宣伝するのが主な任務である。任務遂行のために各地の宣伝部を統括し、人民日報社、新華社、広播電影電視総局等と協力しながらテレビ、ラジオ、新聞、出版、インターネットに対しても指導を行なっている。

中共中央宣伝部では輿情信息局という部署が、インターネット上の重大な事件やニュースの情報をまとめ中国共産党の中央委員会に報告する業務を行っている。国境なき記者団の2007年のレポート⁽⁶²⁾に詳しく活動内容が記載されている。輿情信息局は週に一度、世論の状態についてのミーティングを開催している。このミーティングの報告書は中共宣伝部部长と國務院委員の公安部部长にのみ送られていたが、2006年からは中国共産党の政治局の全てのメンバーに送られている。ミーティングではインターネット上の世論を形成するのに利用されていたのは39個の政府系WEBサイトで

(60) REPORTERS WITHOUT BORDERS “CHINA Journey to the heart of internet censorship” (2007) p. 3

(61) 中国共産党新聞 中共中央直屬機構 中共中央宣傳部
<http://cpc.people.com.cn/GB/64114/75332/5230610.html>

(62) 同 60, p. 3-4

中国におけるインターネット検閲

あったが、2006年より搜狐、新浪、網易、騰訊、博客、空中網、大旗、天涯社区、凱迪を含む10社の商業サイトが加えられたという。

また、インターネット上のニュースの監視を基に“情報專報”、“網上輿情動態”、“網上輿情”という三種類の定期刊行物を作っている。情報專報は中共宣伝部部長と幾人かの宣伝部の上位の役員に送られている。網上輿情動態は5項目に分けられており、中共政治局常務委員と幾人かの宣伝部の上位の役員に届けられる。網上輿情はインターネット上の重大な事件についてまとめられ、不定期で刊行されており、政治局常務委員のメンバーと公安部部長に届けられているという。

更に中共宣伝部は2006年に網絡局（インターネット局）を新設した⁽⁶³⁾。この部署は国家機構の権力を守り、インターネットメディアの管理を強化するために作られた機関である。当初中共宣伝部はこの業務を國務院の機関に残すために断ったが、インターネットの発達によりインターネットを管理するために経費を割り当てられたという。

3. ネット警察

2006年1月、深圳市公安局が「ネット警察」を立ち上げた⁽⁶⁴⁾。そして「深圳新聞網」、「深圳熱線」等の深圳のポータルサイトにネットユーザからの通報を受け付けるオンライン交番を設置した。中国で初のネット警察である。

ネット警察の業務は主にインターネットの秩序管理を強化することである。公安内に専門的な機関を置くことでインターネット犯罪の防止と解決に役割を果たす。しかし管理を強化することは、同時にインターネットの利用制限にも繋がる。特に中国ではその傾向が強いとされている。これは中国のネット警察が取り締まるべきサイトに、国家分断の扇動や迷信を広める行為、中国人を軽視するコンテンツが含まれているからである。

2006年5月、続いて8都市で試験的にネット警察を設けると中国公安部が発表した⁽⁶⁵⁾。8都市は重慶、杭州、寧波、青島、アモイ、広州、武漢、成都である。8都市は深圳市公安局のネット警察の一先ずの成功を見て、

(63) 同 60, p. 4

(64) マイコミジャーナル 2006/5/17『中国公安部、8都市で「ネット警察」設立』
<http://journal.mycom.co.jp/news/2006/05/17/380.html>

同市の手法を踏襲しインターネットを管理していくことになった。

時が経つにつれネット警察は更に広まることになる。2007年9月には1日に北京、18日に揚州、20日に河南省18都市、24日に蘭州と続々と始動した⁽⁶⁶⁾。現在ではインターネット上で確認できるものだけでも、天津、上海、鄭州、許昌、吉林、太原、大理、徐州、瀋陽、西安、包頭、南寧、大同、大連、合肥、桂林、ウルムチ等の都市や省クラスの単位にネット警察が存在している。

中国のネット警察はネットユーザからの通報を重要視しているという特徴がある。深圳市のネット警察は中国産のインスタントメッセージソフト“QQ”のIDを公開しており、ユーザはネット警察のIDにコンタクトをとることでリアルタイムに通報できる⁽⁶⁷⁾。北京のネット警察は、インターネットを利用していると30分に一度アニメ化された警察官がポップアップで表示されるシステムになっており、その画像をクリックするとインターネット監視センターにつながり通報できる仕組みになっている⁽⁶⁸⁾。このような中国のネット警察のシステムは、インターネットユーザ同士を監視させ合うことでネット警察の業務を軽減し、同時にネットユーザが自らの行為を自制させる効果がある。

4. 公安部情報网络安全監察局及び中国網絡違法・不良情報告発センター

公安部情報网络安全監察局は公安の機関でインターネットを管轄している。中国網絡違法・不良情報告発センターは中国インターネット協会が主催している。両者を同時に挙げたのは、共通する業務があるからである。共通する業務とはインターネット上の違法サイトの告発をユーザから受け付けることである。上部組織は異なるがユーザからの情報を集め、ネット警察と連携して中国のインターネットを取り締まることを業務の一つとしている。専用のアドレスを用意して告発を受け付けている。

(65) 同 64

(66) CNET News. com 2007/9/27『インターネットの世界で治安に務めるサイバーポリス、全国各地で始動』

<http://japan.cnet.com/column/china/story/0,2000055907,20357352,00.htm>

(67) 同 64

(68) 同 66

《公安部情報网络安全监察局》[http://www. cyberpolice. cn/index2. jsp](http://www.cyberpolice.cn/index2.jsp)

《中国网络违法・不良情報告発センター》[http://net. china. com. cn/](http://net.china.com.cn/)

第5章 ネット検閲の技術

本章では中国がインターネット検閲で実際にどのような技術を使っているかを述べる。ケンブリッジ大学の Computer Laboratory の調査によると中国のインターネット検閲は Cisco 社のルータによるファイヤーウォール機能と IDS（侵入検知システム）で成り立っている⁽⁶⁹⁾。ルータを利用し外国との接続を一元化し、通信を管理し制御する。また、IDS はルータ等のファイヤーウォールだけでは制御しきれない通信を検知し管理者へ通知する役割を持つ。中国はこの二つの機能を組み合わせて使用し、高い機能を持つ検閲システムを作っている。以下にルータと IDS のそれぞれの詳細な働きを説明し、それらが中国のインターネット検閲においてどのように使われているかを述べる。

1. ルータのフィルタリングによる検閲

ルータは異なるコンピュータのネットワーク間を相互接続する通信機器である。インターネットでは TCP/IP というプロトコルが使われ、通信はパケットの送受信により行なわれる。ルータは基本機能としてその IP パケットを各コンピュータ間でやり取りできるようにする。ルータはコンピュータから IP パケットを受け取ると、その情報が入っている IP ヘッダを読み取って宛先アドレスに転送を行なう。ルータは相互にこれを繰り返してコンピュータ間の通信を可能にしている。

しかしルータの持つ機能はそれだけではない。ルータは通信の際に受け取った IP パケットを優先したり破棄したりする選別（フィルタリング）機能を持つ。受け取った IP パケットのヘッダ等のデータを分析し、特定の相手やアプリケーションからのパケットを通信から排除できるのである。そのためネットワーク管理者はルータを用いて、管轄下におくコンピュータ

(69) Layton, Steven J. Murdoc, and N. M. Watson, University of Cambridge “Ignoring the Great Firewall of China”, Richard C (2006) p. 7

の通信に以下の手法で制限ができる。

(1) Packet ドロッピング

Packet ドロッピングは特定のIPアドレスに接続しようとする全てのトラフィックを廃棄し、そのアドレスに到達できないようにする手法である。最も基本的で簡単に行なえる規制手段であるため、ファイヤーウォールやルータには標準装備されている。しかし遮断されるサイトはIPアドレスを移動するだけで接続遮断を防げるため、遮断する側はIPアドレスを日常的に更新しなければならない。また、同じIPアドレス上で稼動するWEBサイトも巻き添えに遮断してしまう問題（オーバードロッキング）がある。

(2) DNS ポイズニング

DNS ポイズニングはDNSにおいてDNSサーバがドメイン名をIPアドレスに変換する際に情報を書き換え、目的のアドレスに到達できなくしたり別のWEBサイトに導いたりする手法である。Packet ドロッピングに見られるオーバードロッキングの問題が見られない。しかしあくまでもDNSにおける規制手段であり、他のシステムには対しては無力である。

中国政府はこのルータの機能を用いて不都合なキーワードが含まれるパケットを遮断する。中国と海外との接続はこのルータを通らなければならない。更に都市間や地区間にもそれぞれ独自の設定を行なったルータが置かれている。特定のWEBサイトが地域ごとに見られたり見られなかったりする違いがでるのはこのためである。

2. IDS とモニタリング

IDSは“Intrusion Detection System”の略であり侵入検知システムと訳される。ネットワーク上を流れるパケットを監視し、不正と思われるパケットを検知した場合にネットワーク管理者に通報する機能を持つソフト、またはハードである。IDSを使用することでネットワーク管理者はルータやファイヤーウォールだけでは防ぎきれない不正な通信を前もって警戒でき、必要であれば接続遮断する等の方法でネットワークを保護できる。ルータ

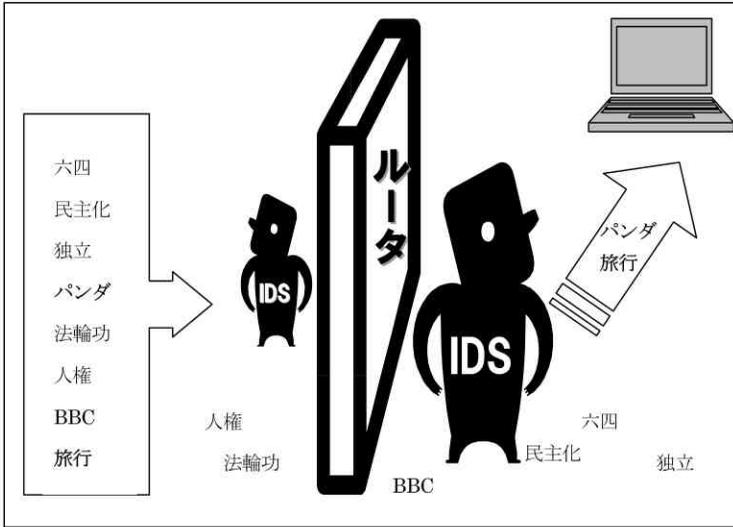


図1 ルータとIDSのイメージ

をフィルタリングの技術とすれば、IDSはモニタリングの技術であるといえる（図1）。

しかしIDSは何らかの防衛策をするわけでは無く、管理者に異常を検知したことを通知するだけだということに注意しなければならない。また今日のネットワークの高速化により、パケット分析が追従できずロスが発生することがある。更に過剰に判断することが多いため、IDSを導入するには最適なチューニングをしなければならない。

ケンブリッジ大の調査⁽⁷⁰⁾によると、中国のインターネットではルータにパケットが届くと即座にIDSがそのパケットを調査する。そして不適当と見なされるパケットが存在する場合はルータに通知し、ルータにサーバ側とクライアント側の両方にRSTパケット（リセットパケット：TCPを用いたパケット送信技術の一つで接続を遮断するために使用される）を送信させて接続を遮断する。この時、接続遮断をより確実にするためにRSTパケットはシーケンスナンバーを変えて三回送信される。これによりRST

(70) 同69

パケットが受信されると、ルータが2点間のあらゆる通信を遮断する。接続時間はRSTパケットの使用時間と同じであり、数分から1時間程のバラつきが見られるが、平均して20分程度だとされる。

インターネットから図1の左側のような言葉を含むパケットが送られてくるとルータとIDSのフィルタリングによって規制対象になる言葉がドロッピングされ、それ以外のパケットだけ中継する。

3. 検閲技術の効果

上記のようなシステムでフィルタリングが行なわれているとされる中国のグレート・ファイヤーウォールだが、実際のフィルタリングの性能はどれくらいであろうか。

2007年のカリフォルニア大学デイビス校のアール・バー氏らの調査⁽⁷¹⁾によると、中国の検閲技術はまだ不完全であるという。バー氏らは中国版Wikipediaの文章の中から単語を割り出す潜在意味的分析(LSA)という手法を用いて単語を抽出し、検閲対象に該当する単語を探す調査を行なった。その結果、実験対象にした経路の28%が宛先アドレスまで到達した。IDSの欠点にも関係すると思われるが、トラフィックが重い時にはフィルタリング性能が悪化する傾向が見られたという。ブロックされるまでに複数のルータを通り抜けたメッセージも存在しており、中国のネット検閲がまだ完全には機能していないことが明らかになった。

第6章 外国企業の動向

中国のインターネット検閲で大きな役割を果たしているのが外国籍の企業である。中国のIT市場は急成長を遂げているが、外資系企業或いは外資との合弁企業がその一翼を担っている。中国の巨大なマーケットを手にした外国企業は中国政府に協力することで、中国市場への進出を果たしシェアの拡大を狙う。中国は外国企業の参入を許すことで、最新のテクノロジー

(71) COMPUTERWORLD. jp 2007/9/13『中国政府のインターネット検閲は不完全—実証実験で明らかに「Great Firewall of China」は自主的な検閲を促す存在？』

<http://www.computerworld.jp/topics/move/78909.html>

中国におけるインターネット検閲

を手に入れインターネット検閲の精度を高める。この双方の利益に合致した関係が中国のインターネット検閲を更に発展させているのである。

しかし、同時にこれらの企業は絶えず外国の政府や人権団体からの批判を受けている。Microsoft, Yahoo!, Google, Cisco Systems の4社がその筆頭である。この章ではその4社を中心に中国のインターネットに大きな役割を果たした企業の中国での動向についてまとめた。

1. Microsoft

Microsoft の中国進出は北京事務所を開設した1992年である⁽⁷²⁾。1995年にMicrosoft 中国を設立、1996年にWindows95, Office, WindowsNT3.51, IE3.0の中国語版を発売し中国市場対応を進めた⁽⁷³⁾。それ以後は研究開発拠点も中国に多数開設している。2000年からはアプリケーション開発・実行環境である.NET戦略、2005年からはASPサービスであるLive戦略を展開している⁽⁷⁴⁾。更に2005年5月には上海市の出資企業である上海アライアンス・インベストメント社と提携して新しいポータル“MSN 中国”(http://china.msn.com/)を開設した。

現在、Microsoftは中国政府の検閲に協力する四大企業(Microsoft, Yahoo!, Google, Cisco Systems)として批判を浴びている。その原因は“MSN 中国”にリンクされているブログサービス“MSN スペース”(http://spaces.live.com/?mkt=zh-cn)における検閲である。2005年6月にMicrosoftは中国政府による検閲に協力していることを認めた⁽⁷⁵⁾。中国語版のMSN スペースでは「台湾独立」、「ダライ・ラマ」、「人権」、「自由」、「民主主義」等の言葉を投稿すると警告メッセージが表示されてブロックされる。更に2005年12月30日には中国人ジャーナリストである趙京(英名: Anti(安替))氏のブログを中国政府の要請で閉鎖した⁽⁷⁶⁾。

Microsoftは中国の活動について、2006年2月15日に米下院国際関係委

(72) 中川涼司『MINERVA 現代経済学叢書 91 中国のIT産業—経済成長方式転換の中での役割—』(ミネルヴァ書房, 2007) p. 295

(73) 同 72

(74) 同 72, p. 296

(75) Wiredvision 2005/6/15 『マイクロソフト、中国でブログ検閲に協力』

http://wiredvision.jp/archives/200506/2005061501.html

員会アジア・太平洋小委員会の公聴会で⁽⁷⁷⁾、同年10月31日には国連サミットで厳しく批判を受けている⁽⁷⁸⁾。この様な批判に対して Microsoft 側は「わが社も中国でのインターネットの状況がきわめて特殊であり、当局が市民の情報へのアクセスを規制していることもよく意識している。だが中国当局はそれなりに一定の法律や規則に基づき、その規制を実施しているわけで、ブログ閉鎖への協力を拒めば中国の法律に違反したとされ問題が起きる。その種の困難を考えれば、ブログ閉鎖への協力は全体としてマイナスよりもプラスの方が大きい措置だったと思う⁽⁷⁹⁾」と弁解している。

2. Yahoo!

Yahoo!は世界中でポータルサイトを運営している企業である。Yahoo!は外資系のインターネット関連企業の中でも比較的早い1999年9月に中国に進出し、Yahoo!中国を開設した⁽⁸⁰⁾。しかし業績が伸びず、2003年11月に中国ドメインビジネス最大手の北京三七二一科技有限公司(3721.com)を買収した⁽⁸¹⁾。業績は安定したが2005年8月、中国の電子商取引サイト運営会社の阿里巴巴(アリババ)が「Yahoo!中国の全資産を買収したと同時に、米Yahoo!から10億ドルの投資を受け、Yahoo!ブランドの中国における無期限の使用権を獲得した」と発表した⁽⁸²⁾。現在のYahoo!中国は、企業向け電子商取引最大手の阿里巴巴、個人向け電子商取引最大手の淘宝网、オンライン支払いサービス最大手の支付宝、ソフトサービスサプライヤー

(76) Amnesty International “Undermining Freedom Of Expression In China, the role of Yahoo!, Microsoft, and Google”, p. 20

(77) Computerworld. jp 2006/2/15 『中国政府の検閲に協力的なIT企業を非難、米国下院議会』
<http://www.computerworld.jp/topics/gov/32421.html>

(78) CNET news. com 2006/11/1 『中国ネット検閲問題：協力企業に国連サミットで批判相次ぐ－グーグルの対策も明らかに』
<http://japan.cnet.com/news/biz/story/0,2000056020,20298207,00.htm>

(79) 古森義久『インターネットを抑圧の道具に転じる中国政府 ～中国に恭順を誓う米企業に非難集中～』(<http://www.nikkeibp.co.jp/sj/2/column/17/>, 2006) p. 4

(80) 中国雅虎 大事記
<http://cn.about.yahoo.com/history.html>

(81) 同 81

(82) サーチナ総合研究所『中国IT白書2005－2006－CHINA IT MOVEMENT－』（サーチナ、2005）p. 190

中国におけるインターネット検閲

の阿里軟件と共にアリババ・グループの一員として活動している。

Yahoo!もMicrosoftと同じく中国政府の検閲に協力する四大企業に挙げられ批判を受けている。Yahoo!は2002年に自発的に“中国インターネット業界自律公約”に署名し、中国語版の検索エンジンの結果を検閲している⁽⁸³⁾ことが原因の一つである。Yahoo!中国の検索サービスでは、特定の用語で検索をかけるとツールがブロックされエラーメッセージを出し、再度検索しても反応がなくなる⁽⁸⁴⁾。国境無き記者団の調査によると検閲の度合いは中国大手の検索サイトである百度(baidu.com)と同レベルであり、GoogleやMSNと比べても統制が格段に厳しい⁽⁸⁵⁾。

更に2004年11月に逮捕され、2005年4月に10年の有罪判決を受けた中国人ジャーナリストの師濤(Shi Tao)氏の事件に香港のYahoo! Holdingsが関与したことが明らかになった⁽⁸⁶⁾。当初、Yahoo!側は師濤氏の事件の捜査内容について何もしらないと公聴会で証言していた⁽⁸⁷⁾が、その後には下院外交委員会に虚偽の情報であると指摘を受け、自身の発言について誤解を与えたと述べた⁽⁸⁸⁾。そして、中国政府の求めに応じて師濤氏の利用者情報を提供したことに対して、師濤氏の母親に頭を下げて謝罪した⁽⁸⁹⁾。また、2003年に8年間の懲役判決を受けた李志(Li Zhi)氏の逮捕もYahoo!の情報提供があったとされている⁽⁹⁰⁾。

Yahoo!は今後、ネット上で意見を表明したことが原因で投獄されている

(83) 同 76, p. 18

(84) ITmedia News 2006/6/17 『中国での検閲はYahoo!が最悪—国境無き記者団』
<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0606/17/news006.html>

(85) Reporters Without Borders, 2006/6/22 『“Test of filtering by Sohu and Sina search engines following upgrade”』
http://www.rsf.org/article.php3?id_article=18015

(86) ITmedia News 2005/9/7 『「Yahoo!は中国警察の密告者」—国境無き記者団が批判』
<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0509/07/news070.html>

(87) AFP BB News 2007/10/18 『米下院外交委、ヤフー首脳を召喚、中国への情報提供をめぐる偽証で』
<http://www.afpbb.com/article/disaster-accidents-crime/2299438/2254690>

(88) CNET news.com 2007/11/5 『ヤフー幹部、中国人ジャーナリスト逮捕事件で米議員らに謝罪—米報道』

<http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20360300,00.htm>

(89) AFP BB News 2007/11/7 『米ヤフー幹部、中国人ジャーナリスト逮捕で親族に謝罪』
<http://www.afpbb.com/article/disaster-accidents-crime/crime/2308251/2321837>

人達を人道的、法的に支援するための基金を設けると表明している。現在は支援の対象者、金額、運営方法等の詳細を詰めている⁽⁹¹⁾。

3. Google

検索サービスで現在世界トップシェアの企業である Google の正式な中国市場参入は 2006 年である。2006 年 1 月に中国語版である www.google.cn を立ち上げ、4 月 12 日に中国語のブランド名“谷歌”を発表し正式運営を開始した⁽⁹²⁾。しかし、それより以前から google.com では簡体中国語と繁体中国語版の検索サービスを提供している。2004 年には検索アプリの Google Toolbar, WEB メールサービスの Gmail, ニュースサービスの Google News, 2005 年にはデスクトップ検索サービス, 2006 年には学術検索サービスの Google Scholar の中国語版を次々と発表した⁽⁹³⁾。Google は 2006 年の中国市場への正式参入まではグレート・ファイヤーウォールの影響で、アクセス遮断や検索サービスの遅延などが報告されてきた⁽⁹⁴⁾。中国から google.com に接続しても検索サービスが 1 日のうちに 10% ダウンしており、Google News には繋がらず、画像検索は半分の時間しかアクセスできないという報告もある⁽⁹⁵⁾。中国への正式参入は、この様な状況から脱却して中国のユーザーの不満を取り除き、中国でのシェアを拡大するためと見られている。

しかし中国市場の参入には中国政府の認可を得なければならない。そのため Google は中国政府が好ましくないと考えるウェブコンテンツを除外することに同意し、ガイドラインに基づいて検索結果を制限することになっ

(90) CNET news. com 2006/4/13 『国境なき記者団、中国事業を米ヤフー本社に講義—報道番組の撮影クルーを連れ』

<http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20101263,00.htm>

(91) Nikkei BP net 2007/11/27 『ヤフー、中国人記者に賠償金 中国政府への個人情報提供にバッシングの嵐』

<http://www.nikkeibp.co.jp/news/biz07q4/552991/>

(92) マイコミジャーナル 2007/6/28 『Google と中国事業—世界の「巨人」がなぜ苦戦するのか』

<http://journal.mycom.co.jp/articles/2007/06/28/google/menu.html>

(93) 同 92

(94) Wiredvision 2002/9/3 『中国政府、グーグルを遮断』

<http://wiredvision.jp/archives/200209/2002090905.html>

(95) INTERNET Watch 2006/1/30 『米 Google、中国政府による検閲の受け入れを公表』

<http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2006/01/30/10667.html>

中国におけるインターネット検閲

た⁽⁹⁶⁾。人権擁護団体 Human Rights in China (HRIC) の調査⁽⁹⁷⁾によると、「六四天安門事件」で検索するとアメリカと台湾の Google では 1989 年の天安門事件の解説サイトが表示されるのに対し、中国 Google ではリンクが機能しないか存在しない WEB サイトに繋がる。また「法輪功」で検索すると、アメリカと台湾の Google は法輪功のサイトが表示されるが、中国 Google では法輪功を批判する WEB サイトしか表示されなかった。更に CNET News. com の調査⁽⁹⁸⁾によると、未成年者の妊娠や同性愛、出会い系、アルコール、人を惑わすジョークサイトも検閲の対象となっている。このような検索サービスの厳格な統制により Google も Microsoft や Yahoo! と同様に批判を受ける様になった。

Google 社は自社の公式ブログで「世界の情報を整理し、普遍的に役立つようアクセス可能にするか」という Google の使命をより効果的にするためにはどういった方法をとればよいか、自分達自身に問いかけることによってこの結論に到達した」と説明している⁽⁹⁹⁾。また同ブログにメールサービスやブログサービスは、自分達が状況に満足できるまで提供しないと発表した。2006 年 2 月 15 日に行なわれた米下院国際関係委員会アジア・太平洋小委員会の公聴会では、Google が中国へ進出した理由を「中国の情報へのアクセス拡大において、不完全だが意味のある貢献が行なえる見込みがあると考えた」と語っている⁽¹⁰⁰⁾。

4. Cisco Systems

世界のネットワーク関連機器の最大手である Cisco Systems (以下 Cisco) は 1994 年に北京に事務所を開設して中国に進出し、1998 年 9 月に現地法人である思科系統中国網絡技術有限公司を設立している。1997 年 12 月に

(96) Wiredvision 2006/1/24 『グーグル社、中国政府の検閲に同意』

<http://wiredvision.jp/archives/200601/2006012607.html>

(97) 同 18

(98) CNET news. com 2006/1/30 『グーグルの中国向け新サイト--検閲の実態を探る』

<http://japan.cnet.com/special/story/0,2000056049,20095385,00.htm>

(99) The Official Google Blog 2006/1/27 『Google in China』

<http://googleblog.blogspot.com/2006/01/google-in-china.html>

(100) Wiredvision 2006/2/15 『米公聴会、ハイテク大手 4 社「中国政府の専政に加担」を追及』

<http://wiredvision.jp/archives/200602/2006021605.html>

は中国の国内金融基幹ネットワークである中国国家金融数据通信網を建設し⁽¹⁰¹⁾、1998年には中国の九大基幹ネットワークである CERNET（中国教育科研網）のアップグレードを行った⁽¹⁰²⁾。1998年には ChinaNet（中国公用計算機互聯網）拡張のキーサプライヤーにも選ばれている⁽¹⁰³⁾。この様に中国インターネットの草創期から中国で積極的に活動しているが、2004年にも中国電信の次世代ITネットワークである「ChinaNet Next Carrying Network」の主要通信機器提供企業に選ばれて1億ドルの契約を結ぶ等、中国のインターネットにおいて依然として重要な役割を担っている⁽¹⁰⁴⁾。

Cisco が販売するルータ、インテグレータ、セキュリティ製品等の通信機器は中国政府の行なっているインターネット検閲において非常に重要な役割を果たしている。そのため上記3社と異なり、WEB上で検閲を行なったサービスを提供しているわけではないが、中国政府の検閲に協力する四大企業として名前を挙げられて批判されている。

Cisco が中国に発売したルータは“Cisco 12000 シリーズ”と呼ばれる製品である⁽¹⁰⁵⁾。この製品は Cisco 社の WEB サイトの製品資料⁽¹⁰⁶⁾によると、双方向のパケットフィルタを分類でき、トラフィックにラインレートで最大750,000のフィルタを展開できる。この機能は元来 DoS 攻撃やウイルス等を防ぐための機能だが、同じ技術を使って一定の情報をブロックすることもできる。そのために中国政府の検閲に効果を発揮できる様な使用にして、中国政府に売り込んだと疑われている。更に2006年2月15日に

(101) Cisco Systems Press Release 1997/5/20 『Cisco Systems to Build Backbone for Nationwide Financial Network in China』

<http://newsroom.cisco.com/dlls/fsfnisapi9807.html>

(102) Cisco Systems Press Release 1998/9/2 『CERNET Strengthens Cooperation with Cisco Systems with Major Upgrade of National Backbone Network』

<http://newsroom.cisco.com/dlls/fsfnisapia57d.html>

(103) Cisco Systems Press Release 1998/10/14 『Cisco Systems to be Key Supplier for Building China's Nation-Wide IP Backbone』

<http://newsroom.cisco.com/dlls/fsfnisapid67e.html>

(104) 中国情報局 NEWS 2004/11/16 『中国電信：シスコが「CN2」も受注で蜜月続く』

http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2004&d=1116&f=it_1116_001.shtml

(105) OpenNet Initiative “Internet Filtering in China in 2004-2005 : A Country Study” (2006) p. 7

(106) Cisco Systems 製品資料 『Cisco 12000 シリーズ IP Services Engine (ISE) アーキテクチャを使用した高速プロバイダーエッジの実現』

http://www.cisco.com/web/JP/product/hs/routers/c12000/tech/werr_wp.html

中国におけるインターネット検閲

行なわれたアメリカ議会の下院国際関係委員会では、ネット上に特定の言葉が出ると自動的に警察に通報する“ポリスネット”というソフトを開発して中国側に提供したと共和党のクリストファー・スミス議員に指摘された⁽¹⁰⁷⁾。

この様な批判に対し Cisco 社のアジア太平洋地域業務責任者であるテリー・アルバースタイン氏は「中華人民共和国におけるいかなる検閲にも Cisco 社は一切関わっていない」と述べた⁽¹⁰⁸⁾。中国に販売したルータに関して、戦略的技術ポリシー担当シニアディレクターであるアート・レイリー氏は「我々が販売活動を行なっている世界の国々で販売しているルータと同じものだ」と述べ⁽¹⁰⁹⁾、中国政府のために同社製ルータをカスタマイズしたことは無いと語った。中国警察への通報を可能にするソフトウェア“ポリスネット”に関しては、副社長のマーク・チャンドラー氏が「特定の言葉からの通報のシステムは以前からわが社の製品として存在するもので、なにも中国当局の検閲や弾圧の注文に合わせて特別に制作したわけではない。どこの国でもそのソフトウェアを購入できるのだ」と弁解した⁽¹¹⁰⁾。Cisco 社は中国政府がネットワーク・セキュリティ機器をどのように利用するかはコントロールできないと説明している。

5. その他の企業

上記4社はIT業界でもトップに位置する企業であるため、世界から注目され中国での活動も目立っているが、中国政府の検閲に協力していると指摘されている企業は他にも多数存在する。

世界最大手のインターネットプロバイダであるAOL、ソフトウェア開発のNetscape Communications（現在はAOL傘下）とSun Microsystemsの三社は全て、中国国営通信社“新華社”をバックに持つ中国互聯網会社の支援を受けて、政府の立場を宣伝するプロパガンダを広めた⁽¹¹¹⁾。セキュリティ

(107) 産経新聞 2006/2/17『米議会、ネット企業の中国対応「忌まわしい」 弾圧への協力糾弾 企業側弁解「従わざるを…」』

(108) Wiredvision 2005/7/29『シスコ社、中国政府のネット検閲に加担か』

<http://wiredvision.jp/archives/200508/2005080103.html>

(109) 同 78

(110) 同 79, p. 4

ティソフトの Network Associates は中国政府の要請を受けて 300 種類にも上るウィルスのコードを差し出した⁽¹¹²⁾。カナダのネット通信機器メーカーである Nortel Networks は 2 章で述べた “Personal Internet” の他にも、声認識ソフトとカメラを用いた顔認識ソフトを中国政府に提供した⁽¹¹³⁾。その他コンピュータ基盤メーカーの 3COM⁽¹¹⁴⁾、通信機器メーカーの Motorola⁽¹¹⁵⁾、ハード製造の Compaq⁽¹¹⁶⁾ 等の企業は中国政府の検閲に協力したとして名前を挙げられたことがある。

第 7 章 ネット検閲との対決

今までは中国のインターネット情報検閲についての現状を述べてきた。中国のネット検閲は法のバックグラウンドが確立しており、政府と企業が協力し、技術も日々進化している。ここまでネット検閲が日常化している国は他に無い。中国は世界が認めるインターネット検閲先進国となった。

しかし、現在の中国のネット環境に全てのインターネットユーザが甘んじているわけではない。グレート・ファイヤーウォールが最新のネット検閲機能を有しているとしても、人間が作った物である限りどこかに穴がある。中国のインターネットユーザはそこを狙い、様々な方法を用いてグレート・ファイヤーウォールを突破しようとしている。その代表的な物がプロキシ（代理サーバ）の使用である。その他には検閲を突破するソフトの使用、中国国外の有志によるミラーサイト・偽装サイトの活用、ネットの新技术の使用等が検閲を突破する手段として用いられている。この章ではインターネットユーザがどの様にグレート・ファイヤーウォールと対決しているか論じていく。

(111) 同 6

(112) 同 6

(113) 同 12, p. 6

(114) 同 7, p. 6

(115) 同 12, p. 20

(116) 同 12, p. 20

1. プロキシサーバの活用

中国のネット検閲を抜ける手段として最も頻繁に使われ、最も有効である方法がプロキシサーバの使用である。プロキシ (Proxy) というのは代理という意味を持ち、プロキシサーバはパソコン同士を接続する際に中継する役割を果たす。組織内部等で外部の WEB サーバとのアクセスを一元的に管理する際に用いられる。しかし、プロキシサーバを通して接続された外部のコンピュータ側は、その組織のプロキシサーバからアクセスが来たことは分かるが、組織内部のどのコンピュータから接続が来たのかを調べるのは難しくなる。この特性のため、インターネットでは特に HTTP で個々の匿名性を高めるために使用されることが多くなった。そして、その目的のために一般に公開されているプロキシサーバーもある。これをオープンプロキシ、又は公開プロキシという。このオープンプロキシがグレート・ファイヤーウォールを突破するのに用いられる。

具体的にどの様に突破するか例を挙げる。例えば中国のユーザーがアメリカの BBC の WEB サイトに接続するとする。通常は以下の図の様にグレート・ファイヤーウォールにアクセスがブロックされ、ページを閲覧することはできない (図 2)。

しかし、米 BBC の WEB サイトの閲覧が可能な国のアクセスがブロックされていないプロキシサーバーを中継することにより、グレート・ファイヤーウォールの影響を受けることを防ぐことができる。これはグレート・ファイヤーウォールが有効なのは中国国内だけだからである。下図の様にプロキシを中継すると、ファイヤーウォールは中国側のパソコンは BBC ではなくプロキシの作動しているパソコンにアクセスしていると認識し、アクセスを遮断しない (図 3)。

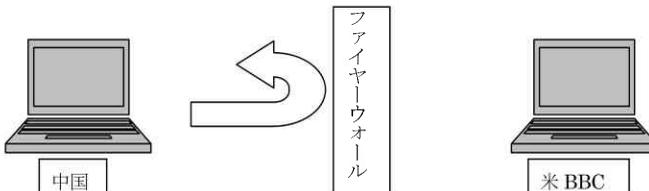


図 2 ファイヤーウォール

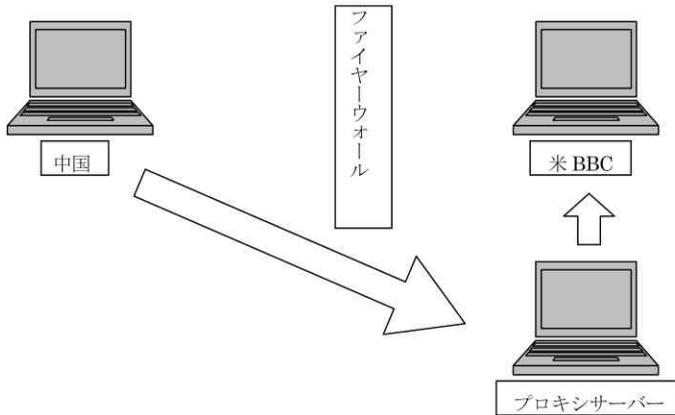


図3 ファイヤーウォールとプロキシサーバー

この方法は以前から頻繁に使用されている検閲回避の方法である。しかし、そのために中国政府もこのプロキシを用いた接続方法を防ぐことに力を入れている。有名な公開プロキシへの接続遮断を初め、現在ではグレート・ファイヤーウォールの機能強化により、プロキシを使用してインターネットを利用しているパソコンを特定し、プロキシへの接続を遮断する等の対策が採られている。

2. 検閲回避ソフト

上記したプロキシサーバーをより効果的に使うほど、グレート・ファイヤーウォールの突破をより完全な物にできる。個人でこの作業を行なうには大変な労力と時間がかかるが、ソフトウェアを使用すればこの作業を比較的手軽に行なうことができる。そのため、現在ではネット検閲の回避にはソフトを使用することがほとんどである。現在中国で検閲を突破するために使用されているソフトは国内外のソフトを含め多数ある。この中には中国のネット検閲を突破する目的のために開発されたソフトから、別の目的で開発されたソフトまで様々であるが、ここでは従来の目的を問わずに中国のネット検閲を突破することに使われている代表的なソフトを抜粋して紹介する。

中国におけるインターネット検閲



図 4 Anonymizer

2.1 Anonymizer

Anonymizer は Anonymizer 社が開発したソフトウェアの通称である。WEB ブラウジング時に IP を隠し匿名化する “Anonymizer Anonymous Surfing” という通信ソフトを有料で提供している。128bit の SSL 技術を用いた Anonymizer 社のサーバに WEB トラフィックを移送することにより、匿名化を可能にしている⁽¹¹⁷⁾。

また、このソフトの開発以前にも Anonymizer 社は中国のネット検閲と深い関わりを持っている。Anonymizer 社は以前に無料のウェブベースのプロキシブラウザサービスを提供していた。中国のネットユーザーは検閲を回避するためこのサービスを頻繁に利用していたが、このために Anonymizer 社の WEB サイトはこの時から中国からの接続を遮断されてしまった⁽¹¹⁸⁾。

2006 年 2 月 1 日、Anonymizer 社は中国のネット検閲に対して新しい解決策を見出していると発表した⁽¹¹⁹⁾。そして同年 3 月 31 日、“Operation Anti-

(117) Anonymizer 社、『Anonymizer Anonymous Surfing の商品説明』

http://www.anonymizer.com/consumer/products/anonymous_surfing/

(118) 同 6



図5 Tor のロゴ (公式サイト <http://www.torproject.org/index.html.ja>)

Censorship”を開始したと発表し、www.xifuchun.com で中国国民に無料で検閲回避ソフトの提供を開始した⁽¹²⁰⁾。この無料ソフトはメールアドレスを登録することでダウンロードすることができる。ソフトの詳細は発表されて無いが、「SSL 技術を用いたサーバとユーザを結び検閲を回避し、サーバが接続遮断された場合はIPを移動してメールアップデートでこれを知らせる」と語られている⁽¹²¹⁾。

(公式サイト <http://www.anonymizer.com/>)

2.2 Tor

Tor (The Onion Router) は匿名通信を可能とするソフトであり、米海軍調査研究所 (NRL) が開発した通信システムに、オープンソースコミュニティーのプログラマーが改良を加えた。www.torproject.org で無料提供されている。

ファイアーウォールを通過する標準的接続方法になっている Socks Proxy として作動し、無作為に選ばれた複数の Tor サーバを経由して目的地へと到達する。Tor サーバ間の通信は暗号化されており、経由するサーバは常に変化する⁽¹²²⁾。この暗号化の様子が玉葱の皮の様に積み重ねられるところ

(119) Anonymizer 社 Press, 2006/2/1, 『Anonymizer to Provide Censor-Free Internet to China』

https://www.anonymizer.com/consumer/media/press_releases/02012006.html

(120) Anonymizer 社, Press, 2006/3/31, 『Chinese Citizens Get Censor-Free Internet Through Anonymizer』

https://www.anonymizer.com/consumer/media/press_releases/03312006.html

(121) COMPUTERWORLD.com, 2006/4/2, 『Update: Anonymizer software circumvents China's Great Firewall But only if the user can read English, for now』

<http://www.computerworld.com/securitytopics/security/privacy/story/0,10801,110141,00.html>



図6 Psiphon のロゴ (公式サイト <http://psiphon.civisec.org/index.html>)

からこの名前がつけられた。他の匿名化ソフトと異なり、複数のサーバを経由するため非常に匿名性が高く、1台サーバが故障しても運用に大きな支障はでない仕組みとなっている。しかしソフトウェアの多くが Tor を通さずに DNS を参照するため、その欠点を防ぐために Privoxy というソフトとの併用が推奨されている。

特に中国を対象としたソフトでは無く全世界を対象としているが、匿名性の高さから中国でも多くのユーザを抱えている。また公式 WEB サイトでも中国語がサポートされており、英語が不得意な中国ネットユーザーでも導入しやすい。

2.3 Psiphon

Psiphon はトロント大学の Citizen Lab によって開発され、2006年12月1日に無料で公開された比較的新しいウェブブラウジング用の検閲回避ソフトである⁽¹²³⁾。Psiphon の特徴はプロキシサーバを大量に配置することではなく、信頼のおけるソーシャルネットワークに依存して検閲を回避することである。

Psiphon には2通りのユーザがいる。無検閲の国で Psiphon サーバ管理・提供する Psiphonode、そして被検閲の国から Psiphonode に接続する

(122) Tor 公式サイト, ソフトウェア概要

<http://www.torproject.org/overview.html.ja>

(123) Psiphon 公式サイト, FAQ <http://psiphon.civisec.org/faq1.html>

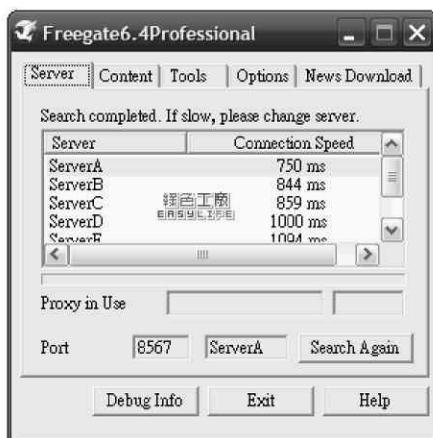


図 7 Freegate (公式サイト <https://dongtaiwang.com/>)

Psiphonites である。Psiphonites は Psiphonode にアカウント登録し、ログインすることでウェブプロキシとして Psiphon を使用することができるようになる。Psiphonites と Psiphonode の間の通信ではトラフィックが暗号化され、他者が傍受したり妨害したりすることはできない。

比較的新しいソフトであるため、まだ中国語の対応は行なわれていない。しかし公式サイトの FAQ は中国語でも公開されており、中国のインターネットユーザを意識している。FAQ にはできるだけ多くの言語をサポートすることが重要であると記載されている⁽¹²⁴⁾。

2.4 Freegate

Freegate は中国名を自由門という（和名は自由の扉）中国語に完全対応した IE 上で動作する検閲回避ツールである。ビル・夏氏というアメリカ・ノースカロライナ州在住の華人が起業した動態ネットワーク技術公司（DTI）が開発した。そのため中国人に使いやすく、圧縮されるとサイズが非常に小さくなって配布が簡単に行なえることもあり、中国で急速的に広まった。2004 年までに 20 万人のユーザーを有している⁽¹²⁵⁾。アメリカ国内の多数のプロ

(124) 同 123



図 8 elgooG のロゴ (公式サイト <http://elgoog.rb-hosting.de/index.cgi>)

キシサーバに常に変更を行いながら接続することで、検閲を回避している。

一時期は Norton シリーズ等のセキュリティソフトで有名な Symantec 社のソフトでトロイの木馬として検出されていたが、夏氏の働きにより除外された⁽¹²⁶⁾。

3. ネット検閲関連サイト

プロキシサーバと検閲回避ソフトウェアの使用はグレート・ファイヤーウォールを突破する直接的な方法であるが、その他にも間接的に中国のネット検閲の批判や回避の目的で公開されている WEB サイトが多々ある。有名な WEB サイトのミラーサイトや、中国が接続を遮断しているサイトを公開するサイトがその代表的な物である。以下に 2 つのサイトを紹介する。

3.1 elgooG

elgooG はその名の通り Google のミラーサイトである。中国からは接続できない Google.com のサービスを利用するために作られたとされる。

検索サービスを利用する時は、調べたい単語を逆に入れる必要がある。入力後に Google のデータベースから検索結果を表示するが、検索結果も全て反転して表示されるために非常に利用しにくい。現在は 1byte 文字しか認識できないために、中国語でも利用できない。実用的では無いがその発想のユニークさから有名になり、中国のインターネット検閲の現状を他国のネットユーザに広めるのに一役買った。その意味で、このミラーサイトが存在することが中国のネット検閲に果たしている効果は大きい。

(125) The Register, 2004/9/16, 『Freigate is not Trojan horse, says Symantec』

http://www.theregister.co.uk/2004/09/16/symantec_relabels_freigate/

(126) 同 125



図 9 Greatfirewallofchina.org
(公式サイト <http://www.greatfirewallofchina.org/>)

3.2 Greatfirewallofchina.org

Greatfirewallofchina.org は特定の WEB サイトが中国政府の検閲対象かをチェックできる WEB サイトである。

フォームに調査したいサイトの URL を入力すると、結果が表示される。入力された URL が Greatfirewallofchina.org に届き、そこから中国国内のサーバに転送されてテストが行なわれ、その結果を返送してくるという仕組みになっている。WEB サイトにはテストの結果により接続遮断が確認された WEB サイトが列挙されており、中国のネット検閲の厳しさが伺える構成になっている。現在はサービスのアップデートのために一時的にサービスは停止されているが、2008 年 2 月 1 日に新バージョンの公開が宣言されている。

最終章 ネット検閲の自主規制と未来

2007 年 1 月に北京大学公共政策研究所が中国のインターネット管理について研究報告書を発表した⁽¹²⁷⁾。この報告書の中で「政府は下の方面について監督管理が必要であるか」について中国のネット利用者に質問した際のアンケート結果が下のグラフである。尚、この調査は北京・鄭州・武漢・

(127) 中国互联网络信息中心『2007 年中国博客调查报告』

中国におけるインターネット検閲

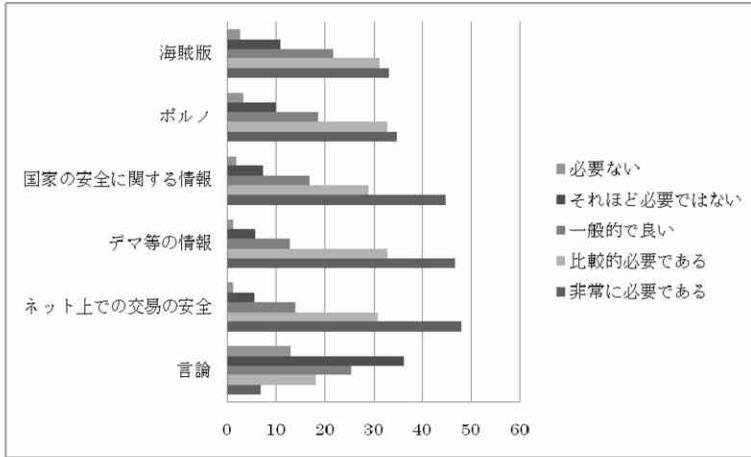


図 10 中国における政府のネット管理についてのアンケート

西安の4都市で18～70歳の4000人を対象に実施され、3774人からの有効回答から得られている。

グラフを見て分かる様にネット上の言論の項目だけは他の項目と逆で、不必要が必要に勝っている。現在の中国政府はネット上の言論を監督・管理しているので、中国のインターネット利用者の少なくとも半分が現在のネット環境に不満を抱いているということになる。更に同報告書の他の調査によると、50.0%がインターネットを民意表明の手段として「重要な手段」と回答し、31.9%の人が政治問題など「敏感なテーマをネット上で討論する」と回答している。この報告書からは中国の政府の意思に反して、中国のインターネットユーザが言論に関して更なる自由を求めていることが読み取れる。

現在まで中国政府はこの論文に記した内容でインターネットを検閲してきた。しかし、2008年中に世界最大のインターネットユーザ数を有することになる中国のインターネット政策が現状のままで進んでいくであろうか。ネット環境に不満が見られる国民、海外からの批判、インターネット技術の発展等の事象がこれからの中国のインターネット政策に影響を与えていくと考えるのが妥当であろう。最終章として、現在の中国のネット政策と世界の動きから予測される将来の中国のインターネット検閲を論じる。

1. 海外と中国のネット検閲

これからの中国のインターネット検閲の成否の鍵を握っているのは何か。それは海外の動向であろう。インターネットの検閲で最も重要なファクターは検閲の技術である。法を整備し罰則を強化しても行為の抑制にしかならないが、完璧な検閲システムはその行為自体を奪い去る。その逆に完璧でない検閲システムでは、その穴を狙われて早晩無力化することになる。検閲システムをより完璧にすることが、ネット検閲を完璧にするのである。この論文でも述べた様に、現在の中国のインターネット検閲システムは海外の技術によって支えられて発展してきた。また、その検閲システムを突破する抜け道を作り出しているのも多くが海外の技術である。現在の中国では検閲する側もされる側も、両方共に海外の技術に依存しているところが大きい。中国がこれから独自にネット技術を発展させるにしても限界があるだろう。中国が検閲をより完璧にするにはこれから先も海外の協力が必要不可欠なのである。

しかし、近年の海外の動向は中国にとって段々厳しくなっている。4章から分かる様に、今まで中国のインターネット検閲に協力したとされている企業は現在厳しい批判を受けている。更に中国に協力してきた企業が多数存在するアメリカでは、他国のインターネットに関連する二つの法案が検討されている。その二つの法案とは“世界インターネット自由法 (Global Internet Freedom Act)”と“グローバルオンライン自由法 (Global Online Freedom Act)”である。どちらも中国など「インターネット規制を実施している国々」で事業展開する米国の企業に対し、新たに厳格な義務を課す法案である。

世界インターネット自由法は2002年にクリス・コックス議員を中心として議会に提出され⁽¹²⁸⁾、2003年に下院で承認された⁽¹²⁹⁾。当時のこの法案では国際報道局 (IBB) の下に世界インターネット自由担当部 (Office of Global Internet Freedom) を設置し予算を割当て、中国等のネットユーザの

(128) Wiredvision 2002/10/8 『「他国のネット検閲に対抗する」法案、米国議会に提出』

<http://wiredvision.jp/archives/200210/2002100806.html>

(129) CNET News.com 2003/7/18 『米下院、ネット検閲の抑制を目的とした法案を承認』

<http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20060030,00.htm>

中国におけるインターネット検閲

ためにインターネット検閲を阻止するための技術的手段の考案を担当することが目的であった。しかし結局この法は成立しなかった。

グローバルオンライン自由法は2006年にクリストファー・スミス議員によって議会に提出された⁽¹³⁰⁾。2003年に下院を通過した世界インターネット自由法とは異なり、海外のインターネット検閲に協力しようとする米国企業の行為を直接規制することを目的としている。

具体的に禁止されている事項として、「ネット検閲国内でのサーバ等のストレージ設備に個人の特정이可能な電子情報を保存すること」、「加入者の個人情報をネット検閲国に開示すること」などがある⁽¹³¹⁾。また、検索サービスプロバイダは検閲国で検索結果がどのように制限され、検閲されているかを世界インターネット自由局に提出することを義務づけられている。違反企業には1件につき200万ドル以下の罰金、米国政府後援サイトやコンテンツを接続遮断した場合には懲役刑が課されるとされる⁽¹³²⁾。同年6月には米下院小委員会を通過したが、この法案も結局は成立がかなわなかった。

しかしまだ世界のインターネットに対する法案設立の運動が収まったわけではない。2007年1月にまた新たに世界インターネット自由法が再度米議会に提出された⁽¹³³⁾。今回提出された世界インターネット自由法は、2006年のグローバルオンライン自由法とほぼ同じ内容である。下院外交委員会の広報担当者によると議論や変更がされることなく可決される見通しだ。

中国のネット検閲に対しての海外の活動としてアメリカを例にして挙げたが、この様な外国からのネット検閲への抵抗運動は中国にしては痛手である。上記した様に、これから先の中国のインターネット検閲の成否の鍵は、海外の協力に懸かっているとと言っても過言ではない。しかしその海外の協力はアメリカで行なわれている様な活動が増えれば、多かれ少なかれ

(130) CNET News. com 2006/2/17 『中国にあるウェブサイトを撤去せよ--米議会で法案提出へ』
<http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20096700,00.htm>

(131) CNET News. com 2006/6/23 『ネット検閲国家への協力で罰則を--米下院小委員会が規制法案を可決』
<http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20149208,00.htm>

(132) 同 130

(133) NIKKEINET IT+PLUS 2007/10/23 『米議会、「世界インターネット自由法」の制定に向け再始動』

<http://it.nikkei.co.jp/internet/news/index.aspx?n=RS2035935323102007>

得にくくなることは確実である。中国側とすればその様な事態になる前に、より完璧に近い検閲システムを完成させたいところであろう。これからの中国のネット検閲についての動向は中国だけでなく海外の動向にも注目すべきである。

2. 言論の自由の拡大

ネット検閲というネガティブな話題が先行しがちな中国のインターネットだが、インターネットによって中国の表現の自由が拡大されたことを忘れてはならない。例えどれだけ規制され検閲が行なわれているとしても、インターネットというメディアが普及したことにより情報の取得や発信の手段が増えたことは事実である。特に情報の発信に関しては非常に手軽にできる様になった。事実として2007年12月までに開設された中国のWEBサイトの数は150万を突破した⁽¹³⁴⁾。更に同年11月までにブログスペースは7,282万個となり⁽¹³⁵⁾、半年以内にブログを更新した作者は4,935万人を超えた。これは中国の2007年12月調査のインターネットユーザ総数2億1,000万人⁽¹³⁶⁾の約23.5%に相当する数である。このデータだけでもインターネットが中国人の表現の自由を拡大したことを証明している。

では言論の自由はどうだろうか。これも多少であるが拡大したと見るべきである。中国で人気のあるオンラインフォーラムに「強国論壇」というサイトがある。このサイトは中国共産党の公式新聞「人民日報」紙のWEBフォーラムであるが、比較的オープンなネットディスカッションが行なわれているとされる。辛辣な投稿等もある程度自由に許され、更には匿名の投書も受け入れているが、担当者による削除は5%程度とされている⁽¹³⁷⁾。インターネットコンサルティング企業ChinaLabsの主席コンサルタントであるフー・ヨン氏は「このフォーラムではいろんなことを言える。現在の指導者に対する批判さえ可能だ。非常に開放的なこのフォーラムは、人民網の鼻先にある」と主張している⁽¹³⁸⁾。更に強国論壇以外の全国範囲で人気

(134) 同3

(135) 同127

(136) 同133

(137) 林曉光『現代中国叢書6 現代中国のマスメディア・IT革命』p. 133

中国におけるインターネット検閲

を得たネットフォーラムも 200 以上あるという統計もでており⁽¹³⁹⁾、中国でネットフォーラムは人気を博している。もちろん政治活動を呼びかける等の政府基盤を脅かす投稿等は禁止されるが、ある程度のネット上での政治活動を許容されていると見られる。この様なネットフォーラムの状況を見ると、完全な言論の自由は未だに存在しないが、インターネットにより言論の自由が拡大したと言える。

3. 人民の自制による自主検閲

しかし自由が拡大したとしてもやはりそれは制限された自由の中での話である。中国ではネット上で敏感な話題に触れようとするならば制限を受けることは覚悟しなければならない。情報を検索しようとするれば一定のフィルタリングをされているであろうし、政府に有害とされる情報を書き込めば罰金や懲役を課される可能性もある。現在の中国でインターネットを安全に利用するにはある程度の自制と諦観が必要なのである。

しかしそこが中国政府の狙いであるとの考えもある。どの様に検閲システムの技術を向上させ完璧に近づけても、人の作った物である限り他の人に破られないという保証は無い。それよりも完璧ではないシステムであるがために「いつ監視されているか分からない」という状況を作り出し、人々に自ら自分の行為を自制し監視してもらおうシステムを作り上げるのである。表面上は表現の自由や言論の自由を拡大している様にみせかけているが、実際は完全な検閲をしないことで自制を強化させ、結果的に検閲システムを堅固にするというわけだ。この様な考えはカリフォルニア大学のアール・バー氏らの研究でも発表されている⁽¹⁴⁰⁾。バー氏らは中国の複数のインターネット・アドレスに対し、禁止されているとされる単語やフレーズを含むメッセージを送信した。しかし禁止されているはずの単語やフレーズの 28

(138) ITmedia News 2004/5/21 『“サイバー万里の長城” の中に言論の自由はあるか』

<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0405/21/news053.html>

http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0405/21/news053_2.html

(139) 同 137, p. 130

(140) COMPUTERWORLD.jp 2007/9/13 『中国政府のインターネット検閲は不完全—実証実験で明らかに「Great Firewall of China」は自主的な検閲を促す存在?』

<http://www.computerworld.jp/topics/move/78909.html>

%が複数のルータを通り抜け、宛先アドレスまで到達した。このことから分かる様に、現在の中国のグレート・ファイヤーウォールは特定の情報を完全にブロックするファイヤーウォールではなく、監視されていることがあると意識させることで自主検閲を促すシステムであるということである。

もちろんこの考えはこれから中国が目指していく検閲システムの可能性の一つに過ぎない。或いは中国の自由拡大やネット検閲の不備について邪推しているだけかもしれない。だがこの考えは中国が完璧なファイヤーウォールによる検閲システムを目指すより現実的である。何れにせよこれから中国がどのような検閲システムを構築するかはまだ不明である。技術的な面だけに捕らわれず、全体的に中国のネット検閲を捉えることがこの先の中国のネット状況を知るには必要であろう。

4. 自由が訪れる可能性

ここまで現状から予測できる未来の中国のインターネット検閲について論じてきた。しかし中国がこの先にネット検閲政策を放棄する可能性は無いのだろうか。これから先、中国に自由なインターネットが来る可能性を検証してみたい。

中国がネット検閲を中止する理由として最も直接的なものは検閲の必要性が失われることであろう。中国がインターネット等のメディアを検閲する理由は現在の国体の維持にある。これは中国がフィルタリングしているキーワードや接続を遮断しているサイト等から推測できる。よってインターネットから中国の国体を脅かす情報が失われる、又は国民全員が自制により情報にアクセスしなくなる等すれば、ネット検閲は自然と解消されるであろう。しかしこれは可能性が限りなく低く発展的解決でもない。

次にネット検閲の技術が検閲を突破する技術の発展に追いつかなくなることが挙げられる。ネット検閲を行なっても他の技術により検閲の効果が無くなれば、政府がネット検閲を行なう行為自体が無意味となる。しかしこれは国民の大半がその技術を使用することが前提である。5章で述べた様に現在も中国のネット検閲を掻い潜る手段はあるが、実際にその手段を用いているのは中国のインターネットユーザ総数から言えば極めて少数である。一般ユーザまで行き渡る状態にはなっていない。このことからこ

中国におけるインターネット検閲

の手段でのネット検閲の解決は難しいだろう。

そしてネット検閲の解消の手段として現在最も可能性が高いのが、海外からの批判に対して中国側が譲歩することである。現代中国の急激な経済発展は鄧小平時代からの対外開放政策に依るところが非常に大きい。「世界の工場」となった中国はもはや海外との関係を切ることはできず、持ちつ持たれつの状況である。この様な状況の現代中国では海外からの批判を一切無視することは厳しい。更にインターネットは世界との繋がりが強い技術である。海外からでも容易に中国のインターネット状況を知ることができ、批判を受けることが多い。2007年12月にも訪中していたブルームバーグ NY 市長から「中国の成長を阻害する」と批判を受けたばかりである⁽¹⁴¹⁾。人権団体等が政府や機関に働きかけることも多く、アメリカの CFAC (California First Amendment Coalition) という団体は WTO へ提訴を要求している⁽¹⁴²⁾。オリンピックや万博を控えている中国政府としては、外国との摩擦をできるだけ少なくしたいところである。海外からの批判がネット検閲に集中して集まれば、ネット検閲の撤廃まではいかなくとも緩和させるくらいの譲歩をする可能性はある。中国が発展的にインターネット検閲を解消するために最も現実的で最良の手段といえる。

5. 中国のネット検閲の未来

2008 年は中国のインターネット検閲で重要な年になった。まず予定通り進めば金盾工程が完成を迎える。そして 8 月には国を挙げたプロジェクトである北京オリンピックが開催された。ネット検閲の中で行なわれるオリンピックとなったが、その様子は海外の人々にどう映ったであろうか。

既に中国はオリンピックに向けて国内メディアの規制の強化に入っていた。共産党中央宣伝部は国内メディアに北京五輪のイメージ悪化につながる報道を禁止する通達を出した⁽¹⁴³⁾。しかし海外メディアに対しては期間限定であるが逆に報道規制を緩めている⁽¹⁴⁴⁾。この中国の姿勢は国内では検閲

(141)FujiSankei Business i 2007/12/12『検閲は中国の成長を阻害する…ブルームバーグ市長が批判』
http://www.business-i.jp/news/china-page/news/200712120049a_nwc

(142) COMPUTERWORLD.jp 2007/12/12『中国はネット検閲を廃止すべき一言論の自有擁護団体が WTO への提訴を要求「中国の検閲制度が米国企業の現地ビジネスを妨害している」』
<http://www.computerworld.jp/news/trd/90829.html>

を強め、海外には自由の拡大をアピールして批判を逸らすためであるかの様にも見える。北京オリンピックの開催直前になって、取材に来た各国の報道陣から、ネット規制に対して批判が相次ぎ、さらに国際オリンピック委員会からも要請があり、ネット規制の一部を解除したことが多くのメディアによって報道された⁽¹⁴⁵⁾。

中国は2008年オリンピックの他にも2010年には上海万博の開催が決定している。規模の大きな国際行事を経験する中国は、更に国際化が進んでいくことになる。その激動の中国の中でインターネットを含むメディア政策にも変化が訪れる可能性は高い。国際化と国内統制のジレンマで揺れる中国とそのインターネット政策は、中国国内の課題に留まらず海外に与える影響も大きく、この先も世界の関心を集めることは間違いない。

参考文献

図書

- 何清漣（中川友 訳）『中国の嘘—恐るべきメディア・コントロールの実態』（扶桑社，2005）
- サーチナ総合研究所「中国 IT 白書」編集チーム『中国 IT 白書 2004 - 2005 - CHINA IT MOVEMENT-』（日本能率協会総合研究所，2004）
- サーチナ総合研究所『中国 IT 白書 2005 - 2006 - CHINA IT MOVEMENT-』（サーチナ，2005）
- サーチナ総合研究所『中国 IT 白書 2006 - 2007 - CHINA IT MOVEMENT-』（サーチナ，2006）
- 中国情報局編集部『IT MOVEMENT 2001 - 中国 IT 白書-』（日本能率協会総合研究所，2001）
- 中川涼司『MINERVA 現代経済学叢書 91 中国の IT 産業 - 経済成長方式転換の中での役割-』（ミネルヴァ書房，2007）
- 本田英夫（他編）『中国のコンピュータ産業 龍谷大学社会科研究所叢書第 44 巻』（晃洋書房，2001）
- 林曉光『現代中国叢書 6 現代中国のマスメディア・IT 革命』（明石書店，2006）

(143) Yomiuri online 2007/11/13 『北京五輪イメージ守れ、と中国が報道規制…香港紙』
<http://www.yomiuri.co.jp/world/news/20071113i111.htm?from=main1>

(144) AFP BB News 2006/12/2 『北京五輪を前に、外国人記者の規制緩和を発表 - 中国』
<http://www.afpb.com/article/politics/2148509/1139254>

(145) 西日本新聞 2008/8/2 『一般のネット規制も緩和 北京五輪で市民に“恩恵”』
<http://www.nishinippon.co.jp/nnp/item/38707>

中国におけるインターネット検閲

雑誌

野嶋剛 中国のインターネット—開放と規制のはざままで (新聞研究 No. 568,1998年 11月号掲載)

Esther Pan『インターネット規制をさらに強化した中国』(フォーリンアフェアーズ日本語版 2005年 11月号掲載)

論文

英語

Amnesty International, “Undermining Freedom Of Expression In China, the role of Yahoo!, Microsoft, and Google”, 2006
([http://web.amnesty.org/library/pdf/POL300262006ENGLISH/\\$File/POL3002606.pdf](http://web.amnesty.org/library/pdf/POL300262006ENGLISH/$File/POL3002606.pdf))

Amnesty International, “People’s Republic of China Controls tighten as internet activism grows”, 2004
(<http://web.amnesty.org/library/print/ENGASA170012004>)

Amnesty International, “People’s Republic of China : State Control of The Internet in China”, 2002
(<http://web.amnesty.org/library/Index/engasa170072002?OpenDocument&of=COUNTRIES%5CCHINA>)

Gutmann, Ethan “Who Lost China’s Internet? Without U. S. assistance. It will remain a tool of the Beijing government, not a force for democracy”, The Weekly Standard 02/15/2002 volume007, issue23,2002
(http://www.weeklystandard.com/Utilities/printer_preview.asp?idArticle=922)

Human Rights in China, “HRIC Comparative Survey”, 2006
(<http://ir2008.org/article.php?sid=135>)

Clayton, Richard, Murdoc, Steven J. and Watson, N. M. , University of Cambridge, “Ignoring the Great Firewall of China”, 2006
(<http://opentechpress.jp/enterprise/article.pl?sid=06/07/05/1510217>)

OpenNet Initiative, “Internet Filtering in China in 2004-2005 : A Country Study”, 2005
(<http://www.opennetinitiative.net/studies/china/>)

REPORTERS WITHOUT BORDERS “Test of filtering by Sohu and Sina search engines following upgrade”, 2006
(http://www.rsf.org/article.php3?id_article=18015)

REPORTERS WITHOUT BORDERS “CHINA Journey to the heart of internet censorship investigative report — October 2007 —”, 2007
(http://www.rsf.org/IMG/pdf/Voyage_au_coeur_de_la_censure_GB.pdf)

Walton, Greg “China’s golden shield : Corporations and the Development of Surveillance Technology in the People’s Republic of China”, Rights & Democracy, 2001
(<http://www.ichrdd.ca/english/commdoc/publications/globalization/golden-ShieldEng.html>)

Zittrain, Jonathan and Edelman, Benjamin “Empirical Analysis of Internet Filtering

in China”, Berkman Center for Internet & Society Harvard Law School, 2003 (<http://cyber.law.harvard.edu/filtering/china/>)

中国語

北京大学公共政策研究所『我国互联网信息内容安全及治理模式研究 研究报告』(2007)

(<http://www.pkuppi.com/Upfiles/20074477579.doc>)

中国互联网络信息中心『2007年中国博客调查报告』(2007)

(<http://www.cnnic.cn/uploadfiles/pdf/2007/12/26/113902.pdf>)

中国互联网络信息中心『中国互联网络发展状况统计报告 2007年7月』(2007)

(<http://www.cnnic.cn/uploadfiles/pdf/2007/7/18/113918.pdf>)

ニュース

AFP BB News (<http://www.afpbb.com/>)

2007/8/29 中国で仮想警官がネットをパトロール

2007/10/1 中国当局、拘束中のネット反体制活動家を逮捕

2007/10/18 米下院外交委、ヤフー首脳を召喚、中国への情報提供めぐり偽証で
2007/11/4 ヤフーが謝罪、中国への情報提供で

2007/11/7 米ヤフー幹部、中国人ジャーナリスト逮捕で親族に謝罪

2007/11/14 中国人ジャーナリスト逮捕事件、ヤフーが和解を決定

CNET News.com (<http://japan.cnet.com/>)

2006/1/30 グーグルの中国向け新サイト-検閲の実態を探る

2006/2/14 グーグルの理想と中国のウェブ検閲について

2006/4/13 国境なき記者団、中国事業を米ヤフー本社に抗議-報道番組の撮影
クルーを連れ

2006/7/4 中国の検閲用ファイアウォール、ケンブリッジ大研究グループが突破

2006/11/1 中国ネット検閲問題 :協力企業に国連サミットで批判相次ぐ-
グーグルの対策も明らかに

2007/8/29 グーグル CEO、「ネット検閲を非関税貿易障壁に」と主張

2007/9/27 インターネットの世界で治安に務めるサイバーポリス、中国各地で
始動

2007/10/24 米議会、「世界インターネット自由法の制定に向け再始動」

2007/11/5 ヤフー幹部、中国人ジャーナリスト逮捕事件で米議員らに謝罪-米
報道

2007/11/7 下院外交委員会、米ヤフーの中国政府への協力について幹部を激し
く追及

COMPUTERWORLD.jp (<http://www.computerworld.jp/>)

2005/9/25 中国政府がインターネットのニュース・サービスに新規制

2006/1/27 グーグルの CEO、中国市場からの撤退を踏みとどまった真意を明
らかに

中国におけるインターネット検閲

- 2006/2/15 中国政府の検閲に協力的な IT 企業を非難、米国下院議会
- 2006/8/14 グーグルのブログ・サービス、中国でついにアクセス可能に
- 2007/8/27 報道の自由擁護団体、中国政府のブログ監視政策を非難
- 2007/9/13 中国政府のインターネット検閲は不完全—実証実験で明らかに
- 2007/10/12 中国政府、数万人のサイバー警察官を使ってネット・ユーザーを監視？
- 2007/12/12 中国はネット検閲を廃止すべき—言論の自由擁護団体が WTO への提訴を要求

DOWJONES Newswires (<http://www.dowjones.jp/>)

- 2007/12/6 [WSJ] 中国の「心のファイアウォールはなぜできる？」

Fuji Sankei Business i (<http://www.business-i.jp/>)

- 2007/12/12 検閲は中国の成長を阻害する…ブルームバーグ NY 市長が批判

IBTimes (<http://jp.ibtimes.com/>)

- 2007/1/31 米大手検索エンジン各社、中国インターネット検閲対策を米政府に促す

INTERNET Watch (<http://internet.watch.impress.co.jp/>)

- 2006/1/30 米 Google、中国政府による検閲の受け入れを発表

ITmedia News (<http://www.itmedia.co.jp/news/>)

- 2004/5/21 “サイバー万里の長城”の中に言論の自由はあるか
- 2004/6/15 中国政府、Chinese Wikipedia へのアクセスを遮断
- 2005/6/7 中国、Web サイトとブログを登録制に—非登録サイトは閉鎖へ
- 2005/6/22 米国企業は中国の検閲とどう向き合うべきか
- 2005/9/7 「Yahoo!は中国警察の密告者」—国境なき記者団が批判
- 2006/2/4 「天安門事件」「法輪功」サイト見つからず—中国版 Google の検閲実態
- 2006/4/20 Skype、中国での IM 検閲を認める
- 2006/6/8 中国が検閲強化、Google.com へのアクセス不能に
- 2006/6/27 中国での検閲は Yahoo!が最悪—国境なき記者団
- 2006/7/21 Amnesty、ネット検閲に加担の企業を名指し批判
- 2006/12/2 政府監視下でも自由な Web 閲覧を可能にする「Psiphon」が正式リリース
- 2007/2/3 国境なき記者団、2007 年次報告書を発表
- 2007/4/21 人権団体が Yahoo!を提訴
- 2007/9/13 中国のサイバー万里の長城、実は「心の壁」？

NIKKEI BP net (<http://www.nikkeibp.co.jp/>)

古森義久『インターネットを抑圧の道具に転じる中国政府 ～中国に恭順を誓う

米企業に非難集中～』

(<http://www.nikkeibp.co.jp/sj/2/column/i/17/>, 2006)

2007/11/27 ヤフー中国政府への個人情報提供にバッシングの嵐

Open Tech Press (<http://opentechpress.jp/>)

2007/9/14 中国政府のインターネット検閲は不完全—実証実験で明らかに

Sankeiweb (<http://www.sankei.co.jp/>)

2007/8/24 5割が政府検閲「不必要」中国、ネット利用者調査で

TOKYO web (<http://www.tokyo-np.co.jp/>)

2005/4/16 中国のネット検閲 その“手口”

Wiredvision (<http://wiredvision.jp/>)

2000/10/3 中国がネット規制を強化

2002/8/27 中国政府と反体制派、ネットをめぐる攻防は続く

2002/9/3 中国政府、グーグルを遮断

2002/9/12 中国政府、「グーグル」へのアクセス遮断を解除

2002/9/25 中国政府、「反体制的」評論のウェブ掲載ライターを国家転覆容疑で逮捕

2002/10/3 「他国のネット検閲に対抗する」法案、米国議会に提出

2002/12/4 米研究者、中国政府によるウェブ検閲の実態を報告

2003/6/26 政府の検閲を問題にしない中国のネットユーザーたち

2004/2/24 新たに5人を投獄、ネット上の発言を抑圧する中国当局

2004/6/5 中国政府、輸入オンラインゲームの検閲を強化

2004/9/25 『Google ニュース』中国版、中国政府の検閲に追従

2005/4/14 巧妙な中国政府のネット検閲、米の調査で明らかに

2005/6/13 マイクロソフト、中国でブログ検閲に協力

2005/7/29 シスコ社、中国政府のネット検閲に加担か

2005/9/16 ヤフー社が独自ニュース配信、姿勢に疑問の声も

2005/9/27 「健全な」ニュース以外はネット配信禁止：中国政府の新規制

2006/1/24 グーグル社、中国政府の検閲に同意

2006/2/15 米公聴会、ハイテク大手4社「中国政府の圧制に加担」を追及

YOMIURI ONLINE (<http://www.yomiuri.co.jp/>)

2007/10/5 「中国の閲覧規制解除を」…ウィキペディア創設者

西日本新聞 (<http://www.nishinippon.co.jp/>)

2008/8/2 一般のネット規制も緩和、北京五輪で市民に“恩恵”

マイコミジャーナル (<http://journal.mycom.co.jp/>)

2006/5/17 中国公安部、8都市で「ネット警察」設立

2007/6/28 Googleと中国事業-世界の「巨人」がなぜ苦戦するのか

Internet censorship in the People's Republic of China

Atushi KAMIYA
Konomu DOBASHI

This paper describes Internet censorship in the People's Republic of China. We investigated their current state, history, legal controls, and technology.

The Chinese Government is carrying out Internet censorship, and recently, it has frequently been announced in the media the specific sites that China cannot visit. Censorship of Internet information is against the freedom of speech, and it is considered an antisocial act, but the actual state is not exactly clarified. Therefore, to clarify and examine the actual state of Internet censorship in China is extremely important not only for China but also other countries.

First, to examine the current state of Internet censorship in China, we investigated what kinds of sites were blocked or unblocked. As a result, it turned out that Falun Gong, Taiwan independence, Tibet independence, some overseas news sites, and other controversial sites were often blocked by the Chinese Government. Also, we have uncovered Internet censorship in China that was planned since 1996, which was the same time that Internet access became widespread in China.

The Chinese Government has established multiple pieces of legislation related to Internet censorship. This legislation divides into law, administrative regulation, and administrative rule. Based on this legislation, the Ministry of Public Security and the Propaganda Department of the Communist Party of China watch over the Internet in China. The Internet censorship system in China is called the “Great Firewall ;” this system turned out to be made up of IDSs (Intrusion Detection Systems) and routers from Cisco Systems.

There are many reactions from domestic and foreign people regarding Internet censorship in China. ICT companies, such as Microsoft, Google, Yahoo!, and so forth have been criticized by the media because they have cooperated on all points with the Internet censorship system of the Chinese Government. On the other hand, the censorship has experienced resistance on a large scale. One of the typical methods is to use what is termed a “proxy” server. Others use software which breaks through the censorship system, or mirror sites (i. e., fake sites) run by a volunteer out of China, etc. Some universities have developed software which breaks through the Internet censorship system in China.

Lastly, we discussed the options for the future and possibilities of the Internet policy in China. In addition, we suggested that there is a chance that China will establish the freedom of speech in the near future.